### 平成19年第1回士別市議会定例会会議録(第2号)

# 平成19年3月13日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時55分散会

#### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議員の辞職

追加日程 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会広報特別委員会委員の選任

追加日程 議会広報特別委員会副委員長の選任

日程第 2 一般質問

散会宣告

### 出席議員(20名)

副議長	1番	Щ	居	忠	彰	君					3番	伊	藤	隆	雄	君
	4番	井	上	久	嗣	君					5番	丹		正	臣	君
	6番	粥	Ш		章	君					7番	小	池	浩	美	君
	8番	柿	崎	由美	美子	君				•	9番	平	野	洋	_	君
	10番	足	利	光	治	君				1	1番	遠	Щ	昭	=	君
	13番	谷	П	隆	德	君				1 4	4番	Щ	田	道	行	君
	15番	田	宮	正	秋	君				1	6番	斉	藤		昇	君
	17番	池	田		亨	君				1	8番	牧	野	勇	司	君
	19番	菅	原	清-	一郎	君				2	0番	中	村		稔	君
	2 1番	神	田	壽	昭	君	i	議	長	2	2番	畄	田	久	俊	君

## 欠席議員(2名)

2番 北口雄幸君 12番 岡崎治夫君

### 出席説明員

 市
 長
 田苅子
 進
 君

 助
 役
 相
 山
 慎
 二
 君

 総務部長(併)
 選挙管理委員会
 吉
 田
 博
 行
 君

 事
 務
 局
 長

市民部長	安川登志男君	号 保健福祉部長	杉	本	正	人	君
経済部長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠	藤	惠	男	君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 毘挙管理委員会 選 挙 課 長	石	Ш		誠	君
財政課長	三 好 信 之 君	=					
市 立 士 別 総 合 病 院 事 務 局 長	藤森和明君	<b>\$</b>					
教育委員会委員長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 教 育 長	朝	日		保	君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	佐々木 文 和 君	<b>\$</b>					
農業委員会会 長	松川英一君	<b>\$</b>					
監査委員	三原絋隆君	き 監査委員 監査課長	中	Щ		忠	君
事務局出席者							
議会事務局長	辻 本 幸 慈 君	議会事務局 総務課長	藤	田		功	君
議 会 事 務 局 総 務 課 主 幹	近藤康弘君	議会事務局総務課主査	浅	利	知	充	君
議会事務局総務課主事	岩端聖子君						

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてでありますが、2番 北口雄幸議員、12番 岡崎治夫議員から 欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議員の辞職を議題に供します。

北口雄幸議員より、平成19年3月13日付で一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願い 出が同年2月28日に提出されております。

お諮りいたします。北口雄幸議員の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、北口雄幸議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、お諮りいたします。ただいま、北口雄幸議員の辞職により議会運営 委員会委員に欠員が生じましたので、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題にいた したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) それでは、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が議会に諮って選任することとなっておりますので、御指名を申し上げます。

柿崎由美子議員を議会運営委員会委員に選任いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、柿崎由美子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、お諮りいたします。議員の辞職により、議会広報特別委員会委員に 欠員が生じましたので、議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと 思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) それでは、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、委員の御指名を申し上げます。

柿崎由美子議員を議会広報特別委員会委員に選任いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、柿崎由美子議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、お諮りいたします。

議員の辞職により、議会広報特別委員会副委員長に欠員が生じましたので、議会広報特別委員会副委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会副委員長の選任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) それでは、議会広報特別委員会副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が議会に諮って選任することとなっておりますので、御指名を申し上げます。

井上久嗣議員を議会広報特別委員会副委員長に選任いたしたいと思います。これに御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、井上久嗣議員を議会広報特別委員会副委員長に選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第2、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書を提出された議員は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

17番 池田 亨議員。

17番(池田 亨君)(登壇) 2007年第1回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、平成19年度市政執行方針と予算についてであります。

本定例会初日に、田苅子市長から、平成19年度における市政執行方針が述べられました。市 政執行方針は23ページにわたる膨大なものであります。市政執行方針は、市政執行の基本原則 を市民に示すものであるとの視点に立ち、何点かに絞って考え方をお伺いいたします。

また、示された予算案を拝見いたし、人件費平均7.8%削減を初めとする経費削減が大きな柱になっていて、編成に当たっての苦労がにじみ出ている、これが率直な私の感想であります。このような感想を持ちながら、以下5点について考え方をお伺いいたします。

第1点目は、行財政改革の推進についてであります。

執行方針では、事務事業の見直し、徹底した経費の削減はもちろんのこと、公益的な行政課題への対応や行政効率化など、限られた財源で最大の効果を上げることを基本にしながら、更に今日の厳しい社会、経済状況下にあって、従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず、行財政運営を根本から見直し、確固たる財政基盤のもとで市政の持続的な発展を実現することが強く求められておりますと述べられております。至極当然のことであります。

行財政改革の最も重要なことは、見詰める視点、そしてどこまで踏み込んで事務事業を分析 し、改善を図っていくかであろうと考えます。

わかりやすい例で申し上げます。平成18年度決算審査特別委員会で議論になりました、市長と語る会等の行政機関の人数の問題などを挙げることができると考えます。新士別市職員人材育成基本方針方針図には、コスト意識を持って、広い視野から政策に取り組む職員が示されております。市民ニーズを的確にとらえ、具体的に効率的に配置が問われるところであろうと考えるところであります。行財政改革推進に当たっては、行財政改革大綱、大綱実施計画、財政健全化計画、定員適正化計画によって進められるものだろうと考えます。

本年度予定されている特徴的なものをお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、職員研修についてであります。

職員研修は、基本方針に基づき推進されるものであることは承知しております。この基本方針の取り組み姿勢の区分の中に、市民本位の視点、そして市民の立場に立って、そのニーズの把握や行政上の問題を発見し、課題を解決していこうとする姿勢と定義されております。しかし、この定義に従って具体的に行動を起こすとなると、いささか困難な場合もあろうかと思います。

一つの事例として申し上げます。

去る1月20日、同じ時間帯で文化センター小ホールといぶきで講演会が開催されました。主催は士別市と財団法人北海道地域活動振興協会で、いきいき士別ネットが共催でありました。参加者の顔ぶれを見ますと、文化センターの方には市職員が多数、いぶきの方には市職員どなたの姿も見えませんでした。市民がどのような思いでまちづくりを考え、そして行動しようとしているのか。市民ニーズを把握しようという考え方からは、いささか乖離があると感じるのでありますが、いかがでしょうか。基本方針の考え方をお伺いいたします。

第3点目は、中小企業の振興についてであります。

中小企業振興条例及び企業進出を促進する企業立地条例により取り組まれていることは、執 行方針に触れられております。地域経済や雇用を支える地場の企業育成のためにどのような具 体策を考えておられるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第4点目は、商業の振興策についてであります。

商業振興は当市にとりまして、まちづくりを進めるに当たっては極めて重要な課題であることは、商店街の再構築という表現に凝縮されていると思います。最近、新聞で報じられている 大型店の地方進出に対する既存商店街の危機感は、北部上川経済圏に及ぼす影響大なるものと 考えるのであります。

近年の傾向として、コンパクトなまちづくりが活気ある商店街形成に有用との視点から、まちづくりが主唱されております。士別市においては、中小企業振興条例に基づく施策として、空き店舗活用事業、商店街にぎわい推進事業などが取り組まれておりますが、商店街の再構築を要するという危機的な状況を踏まえ、どのような施策を展開される計画なのかをお伺いいたします。

第5点目は、市立総合病院の今後についてであります。

医師不足から収益的収支、税抜きで2億4,491万2,000円の純損失が発生し、単年度不良債務は2億6,956万5,000円、累積赤字は3億2,825万9,000円となっていることが報告されております。病院関係者は、この経営状況打開のために、市立士別総合病院経営計画を平成19年度から平成28年度までを策定し、健全経営に尽くされることは、先般、配付された計画書を拝見し、承知したところであります。

執行方針では、地域における医療体制の確立についてと項目を起こし、収益の確保と経費の 更なる圧縮に取り組み、医療体制の構築に努めることを明らかにして、士別市立病院が士別、 剣淵、和寒、いわゆる1市2町の住民の健康を守る拠点としての役割を果たす基幹病院になる との位置づけから、病院の健全経営が喫緊の課題であることを明らかにしております。

私は、本計画を病院を利用する患者の立場に立って読ませていただきました。市立病院を利用している患者の最大の不満は、待ち時間が長いことにあるのではないかと思われます。待ち時間については、現状をどうすることもできない、医療関係者は患者以上に激しい勤務状態にあることも察しがついております。しかし、現実の問題として、待ち時間について、待合場で聞かされる率直な患者の声であることもまた事実であります。計画書、一般的事項を拝見いた

しますと、広報活動の充実があり、目標欄には、病院の広報活動を充実させるために、広報紙 やホームページにより身近な情報を発信するとともに、公開講座等を定期的に開催して患者の 確保に努める、このことを明らかにしております。

市立病院の広報活動の一つに、病院フェスタがあります。参加者は04年131名、05年112名、06年88名が参加されたということであります。病院フェスタで取り上げるような課題を患者の待ち時間に放映して、情報提供をするなどを施策とすることができれば、待ち時間が長いという不満解消の一助になるのではないかと考えるのでありますが、いかがでしょうか。

また、本計画にはチーム医療の推進の効果として、高度医療の推進が挙げられております。 チーム医療が新しい取り組みなのか、またその範疇も含めてお伺いをいたします。

第2項目めは、地場産業の育成と雇用環境についてであります。士別市統計書第1号の係数を旧士別市、朝日町を合わせた数字で見てみますと、平成16年の公務を除く全産業の数は、事業所1,219、従業員8,195人となっております。平成13年に比較すると、事業所数で205の減、従業員数では2,872人の減となっております。平成8年と平成13年の比較では、事業所数95の減、従業員数では595人の減ということになっております。

比率で見ますと、平成8年と13年の比率は事業所数で0.62%、人数で0.51%の減、平成13年と16年の比較では、事業所数で14.3%、人数で26%減となっております。13年と16年の減少幅は平成8年と平成13年の減少幅に比し、事業所で13.68%、人数で25.49%と大きくなっております。この数字は、急速に事業所数、働く人の数も減少したことを示しております。全人口の自然減、高齢化等を考慮したとしても、急激な変化と言わざるを得ないと考えます。この減少は、冬期雇用援護制度の変更、低迷する景気動向等などによるものと考えられます。執行方針では、若年から中高年齢者まで一人でも多くの方々の雇用が円滑に図られるよう、中小企業振興条例の新規開業等支援事業など、雇用環境の整備推進を掲げておられます。季節労働者の方々の雇用確保ほか、雇用環境の整備、地場事業所の育成施策の推進にどのように取り組んでいかれるのか。

以上、2項目にわたって答弁を求めて、私の一般質問を終わります。 (降壇) 議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 池田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、市政執行方針並びに予算に関する質問のうち、中小企業の振興及び商業の振興について御答弁申し上げまして、これに関連する行政改革の推進、職員研修、市立病院並びに地場事業の育成と雇用環境につきましては、それぞれ所管する担当部長から答弁を申し上げることにいたします。

今日の中小企業を取り巻く環境は、景気の低迷等による消費の伸び悩みが原油価格の高騰、 更には公共事業の縮小等によって、売上高や収益は減少傾向で推移をして、依然として厳しい 企業経営を余儀なくされております。

本市における企業の経営状況につきましては、商工会議所と地元金融機関が景気動向につい

て実態調査を実施いたしておりますが、この内容といたしましては、一部の業種におきまして 経営内容の改善が見られますものの、総じて卸小売業や建設業、更にはサービス業などの業種 におきましては、売上額、収益、資金繰り、仕入れ額などの経営内容が昨年に比較をし、悪化 したと答えた事業所が増加しており、厳しい経営状況が今なお続いているわけであります。

そこで、地元企業の育成のためにどのような具体策を考えているのかとのことであります。本市では、このような企業の経営実態を踏まえて、中小企業振興条例あるいは企業立地促進条例や国、道等の支援制度を中心に企業の円滑な経営を助長すべく、その支援育成に努めてきているところであります。とりわけ、中小企業振興条例につきましては、平成9年の全部を改正以降、その時々の経済情勢や企業ニーズに即応しながら適宜見直しを行い、18年4月から、合併に伴い両市町の条例を調整して、新たな条例として制定をいたしたわけであります。

この具体的な内容は、企業やこれから事業を起こそうとする創業者の方々を対象として、経 営資金等の融資事業をはじめ、雇用や人材育成、福利厚生、更には商店街振興、新分野参入な ど、企業の各種取り組みにおける広範な助成事業を盛り込み、すべての企業が容易に活用でき る条例として、現在この有効活用が図られているところであります。

また特に、地元事業の振興につきましては、サフォーク羊にかかわって、昨年来、サフォークランド士別プロジェクトが中心となって、士別産サフォーク肉を全国に発信をする地域ブランド化の確立に向けた取り組みの中で、羊肉の付加価値を高めるためのレトルトスープカレー、ウィンナーソーセージなどの加工品の試作開発に取り組んできており、このたび、この試作品が本市の新たな特産品として商品化の道が開けるところとなっております。このことが、中小企業の育成振興の観点から、将来的には、生産から加工、販売までを担える体制づくりが重要であり、ひいては地元企業の育成と振興に連動していくものだけに、農業分野との連携も十分に視野に入れて、この対応に当たってまいりたいと考えております。

今後におきましても、地元中小企業は地域経済を担い、また雇用機会の提供を通じて、市民 の暮らしや市の経済全体を根底から支える重要な役割を担っておりますことから、今日の変化 の早い経済環境に的確に対応でき得る足腰の強い企業として経営安定が図られますように、引き続き各種の条例、制度等とあわせて商工会議所あるいは商工会などと連携をして経営相談、経営指導の充実にも努めながら鋭意対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、商業振興についてお尋ねがございました。

近年、本市の商店街は、消費者ニーズの変化、多様化に伴う市外商圏などへの購買力の流出 などから、空洞化の進行が懸念されております。

このため、商店街はただ単に買い物の場としてだけではなく、文化や娯楽、交流の場として のにぎわいを高めるべく、商業関係者が中心となって憩い、集う、安らぎのまちづくりを基本 理念として、できることからやっていこうを合い言葉に、ソフト事業を中心にまちづくりが展 開されているところであります。

これまでの取り組みにつきまして具体的に申し上げれば、消費者ニーズを十分に調査する中

で、市民のスムーズな販売活動とあわせて、小売店と消費者との対話と触れ合いにより、親しみと愛着を築けるような取り組みとして、まちかどトイレ、まちかどベンチの設置、消費者が気軽にくつろぎ交流することのできるふれあいプラザの開設、利便性とサービスを向上させた共同駐車場の整備及び商店街イベント事業、更に元気母さん夕の市の連携による野菜直売所の開設など、集客力の高い商店街づくりを目指して、多彩で意欲のある取り組みが展開されております。

このような商店街の振興対策につきましては、すぐに集客増などとして成果があらわれてくるというような速効性のある方策ではないものの、確かな持続性のある商店街づくりを進めるためには、やはりこうした市民生活に直結した身近な取り組みを継続して推進していくことが極めて肝要なことと思います。

現在、こうした趣旨のもとで中心商店街検討委員会におきましても、今後商業を志す方々が 気軽に空き店舗を活用したチャレンジショップ的な活用や、空き地を活用した定期的なバザー ルの開催等も視野に入れ、商店街とどのような連携のもとににぎわいづくりができるものなの かなど、検討いたしているところであります。

また、検討委員会の発足時から、大型店にはない小回りのきくサービスの提供、更には対面販売などの中小小売業の持つ優位性をしっかりと確立することが、ひいては将来の商店街のあるべき姿に連動してくるだけに、商店街共通の取り組みとして、その実践がなされているところでもあります。したがいまして、今後の商店街の再構築に向けた市の施策といたしましては、これらの各種ソフト事業に対して積極的に支援するとともに、中心市街地活性化の拠点施設としての生涯学習センターいぶき、中心市街地交流施設ぷらっと等の利用促進によるにぎわいある動線づくりと、更には、現在まちづくりに極めて有効的な方策と言われております都市機能を中心市街地に集積し、人にも環境にもやさしいコンパクトなまちづくりについても調査、研究をし、町の顔として元気な商店街形成のため、実現可能なものにつきましては、商工会議所、商工会、商店街振興組合等の関係団体と一体となって、鋭意対策を講じてまいりたいと存じております。

以上、申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 吉田総務部長。

総務部長(吉田博行君)(登壇) 私から、平成19年度市政執行方針並びに予算について、行財 政改革の推進及び職員研修についてお答え申し上げます。

初めに、昨年5月に策定いたしました行財政改革大綱に基づく各種計画を踏まえ、今後、どのような行財政改革の推進に当たっていくのかとのお尋ねでございます。

これら推進に当たっては、行財政改革大綱の基本方針にあるとおり、市民と行政の協働に向けた環境づくりの推進を初めとして、行政サービスの向上、民間活力活用の推進など、大きく8方針を設定し、昨年度から平成22年度までの5カ年間を前期集中改革期間として、具体的に改革を推進するための行財政改革実施計画を策定し、全体として65項目142本のプログラムに

ついて実施時期を明記し、計画的に取り組むことといたしているところであります。

そこで、お尋ねのありました新年度における特徴的な事項についてでありますが、第1の基本方針であります市民と行政の協働に向けた環境づくりの推進では、さきの合併協議に基づき、朝日地区が当初の計画から3年前倒しをして、本年4月から自治会制度に移行いたします。

第2の基本方針の行政サービス向上の推進では、桜丘荘において介護保険事業である特定施 設開設により入居者支援事業の実施を図るとともに、平成20年7月の戸籍業務の電算化導入に 向け、その作業に当たることとしております。

次に、第3の基本方針であります民間活力活用等の推進においては、桜丘荘及びコスモス苑 のデイサービス送迎運転業務について、4月から民間に委託いたします。

第4の基本方針の組織機構の見直しの推進では、戸籍業務の電算化に伴う出張所業務の見直 しについて検討するとともに、新市における地域防災計画の策定により、非常時に迅速かつ的 確に機能できる危機管理体制の再整備を行うこととしております。

次に、第5の基本方針であります職員定員等の適正化の推進においては、定員適正化計画に基づき、事務事業を効果的かつ効率的に処理するために要する適正な職員数を定め、組織機構の見直しを図るとともに、国の給与構造改革を踏まえて4月から新給料表を導入するほか、職員給与の独自削減を実施することといたしております。

第6の基本方針の職員人材育成の推進では、職員人材育成基本方針に基づき、職員育成型人 事評価制度導入に向けた検討に着手いたし、職員の健康管理の確保に当たっては、メンタルへ ルス対策を、昨年に引き続き推進いたします。

次に、第7の基本方針であります財政健全化の推進においては、財政健全化計画に基づき、 特に各種団体に対する補助金の交付基準等の見直しについて検討することといたしております。

最後に、第8の基本方針の事務事業の見直しの推進では、入札制度の改善や環境に配慮した行政運営を図るため、現在、策定作業に取り組んでおります地球温暖化対策職員構造計画に基づき、事務活動に伴う二酸化炭素排出削減に向け、自主的、継続的な改善に取り組むことといたします。なお、これらの実施状況並びに成果等につきましては、毎年度検証を加え、職員で組織する行財政改革推進会議での徹底した進行管理とともに、市民の方々から成る行財政改革懇談会での審議に付することといたしており、あわせて情報公開の一環として市民の方々に広報紙、ホームページを活用して、その進捗状況を公表してまいります。

次に、新士別市職員人材育成基本方針の考え方についてのお尋ねがございました。申し上げるまでもなく、一昨年9月の合併という急激な環境の変化を踏まえ、新市建設計画の着実な推進のためには、従前にも増して職員に課せられた役割と市民からの期待は膨らんでおり、これらを実行に移していくためには、今日の分権型社会に対応できる人材の育成が喫緊の課題であります。このため、職員一人一人が市民との協働の理念を持って、活力ある地域社会の構築に貢献するとともに、高い行政サービスを提供していくためにも、個々の職員がより専門性を高め、広い視野と市民感覚を持って、その持てる能力を最大限に発揮することが必要であります。

こうした考え方に立って、旧士別市において平成13年1月に策定した基本方針を見直し、職員の能力開発を総合的、かつ計画的に推進するための基本的事項を明確にいたしたところであります。

そこで、開催時期が重複した講演会にかかわってのお話がございました。池田議員のお話にありました本年1月20日開催の市主催による「わがまち創造セミナー」と、財団法人北海道地域活動振興協会が主催し、いきいき士別ネットの共催による「市民活動入門セミナー」の経緯についてでありますが、こうした広く市民の学習機会を確保するために、その対象者が重複する可能性がある講演会等を企画する場合は、開催日程等について可能な限り重複を避けるため、企画課においてその把握に努めているところであります。

このたびの「わがまち創造セミナー」の開催に当たりましては、講演を依頼した和泉雅子さんとの日程調整の結果、1月20日開催と決定したことで、企画課広報担当において集約している各種行事や市民文化センター、生涯学習センターにおいてのイベント等の確認をいたしましたが、その時点では、「市民活動入門セミナー」の開催については把握できなかったことから、結果として同日、同時刻に同所の講演会が開催されることになったものであります。

今後、こうした事態を招かないよう、従前にも増して、イベントや講演会等の開催予定についての把握に努めてまいる考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、申し上げて答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 佐々木経済部長。

経済部長(佐々木幸二君)(登壇) 私から、地場事業の育成と雇用環境についてお答えいたします。

今日、全国的に戦後最長のいざなぎ景気を超える景気の拡大基調にあると言われながらも、 当地方においてはその実感がなく、依然として厳しい状況が続いているところであります。

池田議員お話しのとおり、国の事業所・企業統計調査では、平成13年から16年までの本市の事業所数、従業員数はともに大幅に減少している状況にあります。この要因としては、恒常的な問題である過疎化や少子高齢化の進行に加え、長引く景気の低迷と、公共事業、民間事業の縮小などが続いている中で、特に本市の商業圏域であります和寒、剣淵町を含めた人口は、この間、約1,500人以上減少していること。更に、建設、小売業を中心に残念なことではありますが、倒産や廃業が13件ありましたことなどから、事業所数、従業員数ともに大きく減少したものと分析いたしております。

そこで、季節労働者の雇用確保についてでありますが、季節労働者を取り巻く環境は、御承知のように昭和52年より通年雇用化への誘導策として、継続実施の冬期雇用援護制度は平成18年度をもって廃止となり、更に冬期間の生活安定や求職活動に極めて重要な役割を果たしている雇用保険特例一時金につきましても、これまでの基本手当50日分の給付水準を30日分に引き下げるとの方針が検討され、この給付水準では季節労働者の生活に与える影響は大きいとのことから、激変緩和措置が講じられたものの、明年度から当面、給付水準が2割削減の40日分と

なることが明らかとなったところであり、厳しい環境下となっております。

こうした中で、この援護制度の廃止に伴い、国において新たに季節労働者の通年雇用化の支援体制を充実強化する対策として、通年雇用促進支援事業の実施が計画されているところであります。この通年雇用促進事業の概要につきましては、平成18年第4回定例会で斉藤昇議員の御質問にもお答えいたしましたが、本事業は道内のハローワーク所在地45の地域を対象に市、商工会議所、商工会、建設協会、企業組合などの団体等による協議会を設置し、季節労働者の方々の通年雇用対策等の就労の場の開拓、提供などの取り組みを実施する内容となっており、本年10月から開始される予定となっております。

具体的な事業内容につきましては、4月以降に示される予定となっておりますが、本事業の実施に当たっては、何よりも季節労働者の就労実態や建設業等企業の今後の雇用計画などが重要となってまいりますことから、過日、勤労者企業組合、厚生企業組合、更に建設協会と季節労働者の安定した通年雇用化が図られるよう協議をいたしたところでございます。また、この取り組みにつきましては、ハローワーク管内単位の事業でありますので、和寒町、剣淵町も含まれますことから、過日協議をいたしており、1市2町の合同で取り組むことが確認されているところであります。

したがいまして、10月からの実施に向け、各関係機関、団体等と十分協議し、本事業について積極的に取り組むとともに、国の現行の通年雇用奨励金の活用促進とあわせ、本市の冬場の雇用対策としての冬期就労事業や公共事業の早期発注などにも努めながら、一人でも多くの季節労働者の方々の就労の場の確保が図られますよう、この対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、雇用環境の整備についてであります。

平成18年度実施をした本市企業の労働実態調査について、雇用環境の状況を申し上げますと、 市内の従業員5人以上の事業所276社に対し222社から回答があり、回収率は80.4%となってお り、現在集計作業を実施しているさなかでありますが、賃金面の実態について申し上げますと、 事務系、技術系、労務系のすべての職種において、前年度とほぼ同額の結果となっております。

更に、育児休業制度の整備状況については、あると答えた事業所は80社で、全体の約36%となっており、この割合は前年度とほぼ同率となっておりますが、今なお低い整備状況となっております。特に、今年度から仕事と子育てを両立することができる働きやすい職場環境づくりが何よりも重要でありますので、この育児休業の取得状況につきまして新たに設問を設けたところ、11社21人の方が取得している結果となっております。この結果につきましては、前年度と比較はできないものの、少子化対策の上からも、この育児休業の取得については、重点的に事業主への必要性を引き続き啓発いたしてまいりたいと存じます。

また、この労働実態調査の中では、企業からの切実な声が寄せられており、工事受注量が減少し、人員は余ってきているが、何とかして雇用を継続するため努力中である。しかし、それも限界に達してきており、近い将来減少せざるを得ない、また厳しい経営環境を強いられてい

る中で、雇用は何とか継続していきたいが、あとは福利厚生面で経費を切り詰めていくしかないなどの企業経営の厳しさが、如実にあらわれている調査結果となっております。

今日の景気の低迷は、中小企業の方々にとっては余りにも長く、先行き不透明な状況にありますことは十分認識をいたしておりますので、今後におきましても、今日の雇用や労働事情等を十分踏まえて、雇用の場の確保とあわせ、快適な職場環境づくりが図られますよう、各関係機関、団体とも連携を密にし、この対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、地場事業所の育成施策の推進についてであります。

本市では、これまで中小企業振興条例による融資制度、雇用確保のための雇用奨励促進事業や、人材確保促進事業など、企業が有効に活用することができる各種制度の制定により、地元企業を側面的に支援いたしてきております。特に、創業後間もない安定経営の側面的支援と起業家精神に富んだ中小企業の創出を促進することは極めて重要なことから、平成16年に中小企業振興条例の一部を改正し、若年層等の開業意欲を喚起するとともに、創業者の適正かつ健全な事業運営を促進し、中小企業者の創出拡大と地域経済の活性化を図るため、特別融資、創業資金を創設いたしてきたところであります。

この活用状況につきましては、平成16年に建設業と老人福祉介護業の2者が本制度を活用し、新たな会社が設立され、雇用の拡大に結びついている状況にもございます。また、本市の地域特性や気象条件を生かした企業誘致につきましても、企業立地促進条例による助成や税の減免措置の実施により、誘致活動を積極的に展開する中で、これまで多くの企業が進出してきており、特に、最近では、地場農産物や地元資源等を活用した北海道農材工業士別工場、デイリーサポート士別、北拓フーズ等の製造業、更には、美し乃湯温泉などが新たに立地されており、本市経済や地元雇用の拡大が図られているところであります。

したがいまして、今後におきましては、本市の賦存する多くの資源をいま一度再点検することで、事業としての可能性や、更には農業との連携による農畜産物加工技術への取り組みなど、新たな創業に結びつくよう関係機関等と十分連携し、地元企業の育成に当たってまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 藤森市立病院事務局長。

市立士別総合病院事務局長(藤森和明君)(登壇) 市立病院に関する御質問には、私から答弁をさせていただきます。

市立病院における診療待ち時間の解消につきましては、これまでも幾度か議会の場でもお尋ねがあったところであります。

特に内科外来は、昨年4月から、医師の労働条件を改善する目的から午前診療としてきましたが、このことが患者の待ち時間を長くさせたことの一つの要因ではないかと思っております。 このため、午後に診療が延びている方々につきましては、患者の了解のもとに主治医以外の 医師に診療をお願いするなど、待ち時間の解消を図ってきております。 また、市立病院では、患者の診療待ち時間に対する不満解消に向けた取り組みの一つとして、 平成16年度から院内各部署のPRビデオを1階、第2待合室において放映をしておりますが、 今後におきましても、お話しのありましたように、病院フェスタなどの話題も含めてビデオ内 容の更新を図り、充実に努めてまいりたいと存じます。

なお、これらの内容を 2 階待合室にもモニターを設置して、患者の不満解消の一助としては とのお尋ねにつきましては、設置場所等の問題もありますので、今後の検討課題とさせていた だきたいと存じます。

次に、チーム医療の推進にかかわってのお尋ねがございました。最近の医療は、本来業務を行いながら、医療チームを持って活動をすることが多く取り入れられており、市立病院においても、NSTと呼ばれる栄養サポートチームや、過日の新聞報道にもありました糖尿病センターの設置によるチーム医療が活動を開始したところであります。

特に、糖尿病センターにつきましては、医師のほか看護師、管理栄養士、薬剤師を初めとするコメディカルスタッフをもって構成しており、これを契機に統一したマニュアルを設定し、質の高い医療を提供していこうとするもので、既に教室の開催や専門外来を開設しているところであります。また、経営計画にあります高度医療の推進についてでありますが、今後、各病院において導入が予定されている急性期入院医療の包括評価、いわゆるDPCに対処していくために診療スケジュール表、実はいわゆるクリティカルパスを地域の医療機関が共有することにより、急性期から慢性期に至る医療機関の標準的な診療過程予定表、地域連携クリティカルパスを地域全体に広げ、どの病院においてもパスに基づいた一貫した治療ができる制度の導入により、医療の効率化とともに収支の改善を図ろうとしているものであります。

この計画につきましては、病院経営計画においての達成目標の一つでありますが、早い時期 に達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げて答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 池田 亨議員。

17番(池田 亨君)(登壇) それでは、1~2点再質問をさせていただきます。

最初に、病院の関係について今、御答弁をいただきました。

特に、この待ち時間の関係についていろいろと議論はされているわけでありますけれども、 これはいろいろお考えになっていらっしゃる、こういうふうに言われておりますから、その検 討結果を期待を持って、実は見守らせていただきたいと思います。

ただ、私が感じるのは、どうもこの経営計画を見てみますと、営業の視点からのとらえ方が どうも欠けているような、そんな気がしてならないわけです。それで、私は患者の立場から申 し上げさせていただいたわけです。私も4週間に1回、市立病院は利用させていただいており ますから、そこで、2階にビデオの情報提供をする、そういった施設について、設置場所等の 関係でなかなか難しいというような御答弁でありましたけれども、その後に、救いとしては、 検討課題にするというふうに言われておりますから、これはぜひ実現をさせていただきたいと 思います。

それから、もう一つ、私は病院フェスタのことにちょっと触れさせていただきました。

私は、一度しかフェスタの講演は聞いたことがないわけでありますけれども、この待合時間にそういった情報提供をすることによって、実はこのむだな時間が生かされた時間になるわけですね。そうしますと、これはやはり、病院で待っている時間がむだと感じるか、それとも有用な時間と感じるかということで、随分、患者の立場からすると、同じ時間であっても意味合いが随分変わってくると思うんですね。

私は、ある意味では生涯学習というのは、一定の場所に集まって、それから何々先生というような学者先生の話を聞くことだけが生涯学習ではなくて、そういった何と言いますか、時間を有効に活用するための手だてをどうするか、これが私は生涯学習の最たるものではないか、こんなふうに思うんです。ですから、外来患者が200人いたとします。その方が1時間、そこでいらいらして待っている時間というのは、一人1時間とすると200時間です。この待ち時間をどうやって資源と言えるような時間に転換させるかということが、私は利用者に対する福祉設置者の大きなサービス行為だろうと思っているんです。ですから、ぜひ、せっかくいい企画をやっているわけでありますから、これは実現させていただきたい。そして、もし、この情報提供のマニュアルが社会的に評価されるとすれば、ここからひょっとすると、とんでもない利益を生む形になるかもしれない。実はそういうような頭脳集団が私は病院の中にはあるんだろうと思います。

それから、もう一つ、労働条件について申し上げさせていただきたいと思います。

市立病院に行きますと、看護師さんが池田様と呼んでくれます。様と呼んでくれるというこれは、ちょっと何といいますか、違和感を私は覚えているわけでありますけれども、様と呼ぶのは、これはお客さんを大事にする呼び方なんだと言いますけれども、あの騒音の中で、かなり看護師さんが大きな声で力んで呼んでいます。そうしますと、その呼び方に物すごくかたさを感じるわけですね。これはやはり患者さんにとって、余り気持ちいい音というか、声色としては聞こえないのではないかと。そうしますと、200人の人を交代交代で呼ぶわけでありますから、これはやはり看護師さんのそういった労力を軽減するような形で、例えば拡声器を活用するだとかそういう方法で、これは看護師さんの労働条件を改善することも、私はサービスにつながってくるんだろうと思うんです。

ですから、そういった視点で、私はもう少しこの職員研修についても、いろいろと職場の点検についても視点を変えて、ぜひ見詰めていただきたい、そう思うんです。ですから、私はさきの財政改革の推進について申し上げましたけれども、見詰める視点をどこに置くか、それからどこまで踏み込んで事務事業を分析していくかということが非常に大事な課題になってくると思います。

総務部長からいろいろと答弁をいただきました。私も、これを答弁されたこの項目について は読ませていただいて、おおよそこれは理解しておりますけれども、もう少し踏み込んで、ど こまでこういったものを見詰め直していくかということが、私は今一番問われている課題なのではないかなと、そうなふうに思っております。

それから、もう一つは職員研修のことについて、実は1月20日の時間帯で同じような内容の講演会がありました。私は、日程調整をきょうはお聞きしたつもりはないんです。問題は、これは市民の動きを監視するという意味ではなくて、市民がどういう気持ちでこのまちづくりについて考えているのかということを、行政の立場としてぜひきっちりと受けとめていただきたい。そういう職員づくりをやっていただきたいと申し上げたかったわけです。もう少し、具体的に言葉を余り縮めないで申し上げた方がよかったのかもしれませんけれども、私の言わんとしているところがなかなか受けとめていただけなかったから、あえて申し上げますけれども、例えば、もう一つの士別市主催のやつは、例えば市長が不在で助役が開催者としてのあいさつをなさいます。ですから、市の幹部職員もこぞってかなり出ております。だけれども、やはり市が主催しているこういうものではなくて民間団体が主催しているものであっても、共通する課題、これはたしかまちづくりについてどうするかという表題だったと思いますけれども、そういうものであれば、日程調整がつかなければ、せめて社会教育にかかわる部署の職員が何人か行って、そして聞いて、市民の思っていることを、市民ニーズをどのように受けとめるかということも私は必要なんだろうと思います。

そういった意味で、私は職員研修のあり方についてもやはりもう一度考えていただく点があるのではないか、そのように考えているわけであります。

いろいろと細かい点については、また次の機会もいろいろあると思いますから、以上を申し上げて、総括的な考え方だけをお聞きして、私の再質問を終わりたいと思います。 (降壇)議長(岡田久俊君) 相山助役。

助役(相山愼二君)(登壇) ただいまの池田議員の再質問にお答えを申し上げます。

今、いろいろな観点からのお話しを伺ったわけですけれども、病院の問題でいけば、労働条件を改善するということについては、職員の立場ばかりでなくて、やはり患者の目から見て、そういう視点を忘れずに一つの改善をしていく必要があるのではないかという御意見だったという思いもありますし、職員の研修の問題につきましては、講演会が開催されるに当たっての職員のそれに対する考え方、姿勢というものについて、もう一度、原点から職員研修等々を通じながら、やはり見直していく必要があるのではないかというような御意見であったわけでございました。

これは、今、議員が申し上げましたことは至極ごもっともな御意見でございますし、こういったことについては、今後の職員の育成という観点から十分そういったものを重要視しながら、今後そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに感じます。

それから、病院のいろいろな具体的な提案がございましたけれども、これらについては、先 ほど病院の局長からも申し上げておりますとおり、いろいろ今後、検討していく課題でもある ということでございますので、もうしばらく時間をいただいてということで、それらについて可能なのかどうなのか十分検討してやっていきたいということと、あわせて今、待ち時間の活用ということが、果たしてそういう仕組みがとれるのかどうかということもありますので、十分、今後検討して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 7番 小池浩美議員。

7番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢にかかわってお聞きいたします。

新聞報道によりますと、2月に内閣府が発表した国民生活に関する世論調査では、日常生活に悩みや不安を感じていると答えた人は67.6%で、1958年の調査開始以来、過去最高を記録したということです。その不安の内容は、過半数が老後の生活設計を挙げており、政府への要望として、医療、年金などの社会保障改革が急増していると報じられています。

医療と年金の改悪、産科や小児科の医師不足、国民、特に高齢者への大増税など、国民の命と生活を犠牲にし、一方では財界言いなりの財界の利益に奉仕する政治を続けてきた結果であり、これは国民の悲鳴ではないでしょうか。小泉自民・公明政権が進めてきた構造改革路線の当然の帰結と考えます。このような国の悪政に対して、地方自治体は、住民の暮らしと福祉を守る防波堤となってきたでしょうか。国は、平成の大合併を地方に強要し、三位一体改革で地方財政を攻撃し、特に地方交付税の一方的削減は、地方自治体に深刻な打撃をもたらしています。その上、地方行革の押しつけで、地方自治体の本来の仕事である住民の福祉と暮らしを守るべき防波堤が、今にも決壊寸前になっているといえるのではないでしょうか。

安倍内閣になって、今年度国家予算には、新型交付税や頑張る地方応援プログラムが導入され、交付税削減が一層進み、地方切り捨てを加速させるのではないかと心配です。

市民感情も閉塞的になってきています。市にお金がないのだから何も要求できない、何もやれない、仕方がない、あきらめようといった後ろ向きの空気が流れ出しているような気がしてなりません。市長が目指す、人と大地が躍動する元気なまちづくりから、だんだん遠のいていくような気がします。国の地方行革の押しつけと財政の締めつけに対して、なすすべなしなのでしょうか。職員数の一層の削減と、給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを19年4月から実施するようにという政府の財政課長内簡は、これほどまでに強い強制力があるのでしょうか。地方分権、地方の自立はないに等しいと思わざるを得ません。

国に対して、地方切り捨て政策をやめさせ、財源保障を強く求めていく姿勢、そして、住民 を国の悪政からしっかり守っていく政治の実現、これはひとえに市長の政治姿勢次第だと考え ますが、お考えをお聞かせください。

三位一体改革による国から地方への税源移譲と税制改正により、今年から所得税と住民税が 変わりますが、政府は個人住民税の税率が一律10%になり、住民税が増えても所得税が減るの で、納税者の負担は変わらないと盛んに宣伝しています。税源移譲と定率減税の廃止は、地方 自治体にとっては、財源規模での大きな変動はありません。しかし、住民税の一律10%は、高 所得者には負担減となりますが、低所得者には負担増となり、更に定率減税の廃止により一層 の増税となります。市民には、雪だるま式負担増になるものです。昨年同様に、住民税増税は、 市民へ大きな打撃を与えることになると考えますが、どのような影響があるのでしょうか。お 示しください。

また、6月の住民税納付時に向けて、この増税を市民にどのように知らせ、またどのように 対応するのでしょうか。お聞かせください。

次に、日本国憲法第9条についてのお考えをお聞きします。

憲法改悪を目指す国民投票法案の成立が急がれています。自民党の改悪憲法、自民新憲法草案の最大のねらいは、憲法 9 条を変え、アメリカとともに海外で戦争ができるようにすることにあります。 9 条に 2 を新設して、自衛隊の保持を明記し、国際的に協調して行われる活動に参加するとしています。アメリカの引き起こしたイラク戦争のような侵略戦争にも参加することになります。

戦後60年余続いた日本の平和は、憲法9条があったればこそと考えます。この60年間、一度 も日本は戦争を引き起こさず、また戦争で国民が犠牲になるようなことはありませんでした。 21世紀の今日、平和を守る最大の手段は日本の平和憲法にあると、世界じゅうから熱い視線が 注がれています。

1999年のオランダハーグでの平和市民会議には、世界100カ国から非政府組織NGOが集まりましたが、10の基本原則の1番目に、各国議会は、日本国憲法9条のような政府が戦争を起こすことを禁止する決議を採択するべきであるという文言が盛り込まれています。物事を武力ではなく、話し合いで解決するという日本国憲法の理想は、平和を求める世界じゅうの人々から現実的なこととして受けとめられています。

1990年代の内戦とNATOによる空爆で、約20万人が亡くなり、200万人が難民となった戦争を裁く旧ユーゴ国際法廷で裁判長を務めたフィレンツェ大学のアントニオカッセーゼ教授は、次のような発言をしています。第二次大戦後にドイツ、日本、イタリアの敗戦3カ国は、同じ時期に憲法を成立させ、国際社会への誓約として、戦争へのいかなる関与も禁止し、将来いかなる侵略戦争にも関与しないことを明らかにしました。これら3カ国の中で、日本の憲法が抜きんでてすぐれていると思います。第9条は、非常にすばらしい規定であり、この規定が改正されないことを切に願います。

私は、憲法第9条をしっかり守ってこそ、永久に平和な日本であり続けられると考えますが、 市長のお考えをお聞かせください。

次に、地域医療を守る市政を求めてお聞きいたします。

昨年末、士別市立病院は、平成19年度から28年度までの10カ年経営計画を明らかにしました。 毎年増え続けてきた不良債務をこれ以上ふやさず、なおかつ充実した医療提供と健全経営を目 指すとしています。

今日、深刻な医師不足が自治体病院を危機に追いやり、重大な社会問題となっています。これは、医師が増えれば医療費が膨張するとして、医学部の定員を削減し、医師養成を抑制してきた政府の政策によるものと考えます。2006年6月には、医療制度改革関連法が成立しましたが、その目指すところは、医療給付費を大幅に抑制し、国の財政負担と大企業の保険料負担を減らすための構造改革であり、これが地域の医療崩壊を一層進めていると言わざるを得ません。そこで、お聞きしますが、深刻な医師不足、地域医療の危機は、政府財界が進めてきた医療

そこで、お聞きしますが、深刻な医師不足、地域医療の危機は、政府財界が進めてきた医療 費抑制削減路線の結果であり、国民だれもが安心してかかれる医療制度に背を向けてきた政府 の責任は大きいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

ほとんどの自治体病院は、政府の医療費抑制政策により、赤字経営や医師不足などの問題に直面しています。そのため、自治体の財政難もあって、効率的な経営形態へ移行あるいは地域病院の再編やネットワーク化などが進められています。士別市立病院の経営計画の中にも、地方公営企業法全部適用について検討する事項が盛り込まれていますが、全部適用とする一番の目的は経費削減にあります。

自治体直営の病院でありながら、病院経営に民間のような経営方法を取り入れ、収益を上げるためには、職員の労働条件や賃金の切り下げ、あらゆる部門での合理化、外部委託化、更には患者の負担増などが進められると考えます。

住民の命と健康を守る自治体の責任、地域における病院の役割を考えると、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化などへの移行には賛成できません。お考えをお聞かせください。

広報士別の3月号に、吉川院長に聞くという特集が組まれ、小児科のセンター病院は名寄市立病院で、士別市立病院はサテライトとなると、吉川院長は語っています。このサテライト構想は、2005年5月に総務省が設置した、地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会がまとめた報告書によるもので、中心となる病院、中核病院や基幹病院に医師や医療スタッフなどを集約化して充実させ、周辺病院は医療機能を縮小し、後方支援病院、診療所、すなわちサテライト施設として、中核病院の周辺に衛星上に配置するというものです。しかし、モデル的に取り組んだ病院の現状によりますと、サテライト施設では、医師不足により医師の過重労働、診療日の減少、住民の中核病院への移行による患者減少などで、経営が一層困難になっている例もあります。

そこで、お聞きしますが、小児科のみがサテライト化されるのでしょうか。それとも診療科 目全体がサテライト化されるのでしょうか。また、これは医師不足の緊急避難的一時的な対策 なのでしょうか。お聞かせください。

自治体病院の役割及び使命とは何なのでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、士別市立病院の将来展望を考えるとき、医師が充足され、ふたたび地域の中核的総合病院としていつまでも安心して住み続けられるまちづくりの中心になることを期待するもので

すが、市立病院の将来をどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

病院経営計画によりますと、その基本理念は温かい心で良質の医療を行い、地域から信頼される病院づくりを進めるとあります。確かに住民の信頼がなくては存在できないと思います。

しかし、今でも市立病院への不信感は、市民感情として少なからずあります。住民や患者の要望、苦情、相談に対して、どのような方法で耳を傾け、受けとめているのでしょうか。特に、医療行為に対する患者の要望を丁寧に聞き、解決の道筋を示すべきだと考えますが、どのような手だてをとっているのでしょうか。また、それらを医療改善や病院経営に生かしていく道筋をお示しください。

次に、意欲ある農家を大事にする農政を求めて質問いたします。

初めに、中山間地域等直接支払交付金事業についてお聞きいたします。

1999年に始まったこの事業は、前期5年が過ぎ、後期も3年目に入っていますが、事業は順調に行っているのでしょうか。本市農業農村の活性化という当初の目標に近づいているのでしょうか。実績とともに、お答えください。

次に、品目横断的経営安定対策についてお聞きいたします。

国は、品目横断対策を導入し、一部の担い手以外は農業予算の対象にしないという農業の競争力を強化する方針を打ち出しました。国際競争に耐えられる経営を目指すとして、これまでの大豆交付金や麦作経営安定資金助成金を廃止し、原則4ヘクタール、北海道は10ヘクタール以上の認定農業者と、20ヘクタール以上の経営規模を持つ集落営農組織にのみ助成金を交付するというものです。米、麦、大豆、甜菜、デン粉、デン粉用馬鈴薯に助成金が支払われますが、過去に生産実績がなければ助成金の対象とはなりません。この制度で、全国で9割、北海道で4割の農家が切り捨てられると言われています。

この背景には、WTO世界貿易機関及びFTA自由貿易協定交渉による一層の重要品目の関税引き下げがあります。目下のところ、オーストラリアとのEPA経済連携協定をめぐる動きが、北海道農業を震撼させているのは御承知のとおりです。

さて、政府は2006年11月末までに、秋まき小麦の生産申し込みを受け付けて、その実態を発表していますが、本市における申請状況はどうだったのかお聞きいたします。

認定農業者で申請した者の数、集落営農組織で加入申請した者の数、全体の作付計画面積及び生産者数面積ともに、前年と比べてどうなのか、お知らせください。また、本年4月には米、春まき小麦、大豆などの申請受け付けが始まりますが、どのように予想しているのでしょうか。また、この3月時点では、助成金交付の対象から外されると予想される農家は、全体の何%くらいあるのでしょうか。その理由と、これら農家への支援策をお聞かせください。

生産実績のない農地には助成金が出ないことになりますが、これらは耕作放棄地となるのではないかと心配です。また、離農した農地も引き受け手がなくなって耕作放棄地となり、一層放棄地が拡大するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

更に問題なのは、農家所得が目減りすることです。しかも、過去の実績による支払いなので、

作付を増やし、収量を増やしても収入は増えません。農家はやる気を失うのではないでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

先ほども述べましたが、この品目横断対策は、WTO貿易交渉などで農産物の自由化を一層受け入れられるようにするための農政改革の柱であり、農業の大規模化や農家を選別し、小規模農家を切り捨てる政策にほかなりません。それは、国民が願う食料自給率の向上にも背を向けるものです。今、取り組むべきことは、生産を維持拡大して日本の食料自給率を高めることであり、そのためには、やる気のある農家、たくさんの農家を生産活動に参加させることではないでしょうか。このような問題を抱える品目横断的経営安定対策についてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

最後の質問は、全国一斉学力テストの実施についてです。

初めに、改悪された教育基本法についての教育長のお考えをお聞きいたします。

昨年12月15日、国民世論や教育関係者、法律関係者などのたくさんの反対の声に背を向けて、 自民・公明与党は国会議員の数の力で教育基本法改悪案の採決を強行し、可決、成立させました。そして、新たな教育基本法を具体化するために、今後30を超える関係法律の改正が進められることになります。全国一斉学力テストの実施と結果の公表、学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定、教育予算の大幅削減などなど、これからの教育の根本にかかわるような重要な施策が次々と打ち出されることになります。

新しい教育基本法は、たくさんの問題と矛盾をはらんでいますが、政府・与党がどうしても 変えたかった大きな部分は2つです。

1つは、前文から、憲法の理想の実現は、根本において教育の力に待つべきという文言を削りました。そして、新しく教育の目標をつくって、その中に、我が国と郷土を愛する態度を入れました。国会審議で愛国心と通知表の問題が取り上げられ、当時の小泉首相は、愛国心の評価は難しいと答弁していますが、それでも国を愛する態度を盛り込んでしまいました。ねらいは明らかであり、戦争する国の人づくりにあります。

2つには、第10条、教育は、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきという文言を削りました。そのかわりに、国は、教育に関する施策を実施しなければならないとしています。 なぜなら、時の政府に都合のいい、国家が自由に支配できる教育にしたいからです。国家による教育への介入が大っぴらにできることになります。

私は、昨年の第2回定例会において、教育基本法改定案は廃案にするしかないとの考えから、朝日教育長にお考えをお聞きしております。そのときは、国民の反対により継続審議中であり、教育長は教育基本法改定案は今後の教育の方向を定める重要な法案だ、国会で十分に審議され、国民の合意形成が図られるよう願っており、その推移を見守るとの御答弁でした。この改悪された教育基本法は、教育の理念にも日本国憲法にも背く法律であると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、全国一斉学力テスト、正式には全国学力学習状況調査というものですが、そのことに

ついてお聞きいたします。

教育基本法改悪を受けて、その具体化の一つとして、4月24日に全国で一斉に学力テストが行われます。すべての小学校6年生と中学校3年生、およそ240万人を対象に行おうとしています。そのために、2007年度予算には、今年の実施と次年度以降の実施準備のためとして69億9,000万円が計上されています。

この学力テストは、全国学力学習状況調査というように、子供たちの私生活や生活習慣、家庭の文化的、教育的、環境調査なども行われます。新聞報道によりますと、うちの人から大切にされているか、家には本が何冊あるか、親と一緒に美術館や劇場で芸術鑑賞をするかといった個人のプライバシーまで明らかにされるといいます。また、学力テストの結果は公表されるので、学校がランクづけされ、子供同士や学校間に格差と競争をもたらすことになります。

学力テストは、安倍首相の考える教育再生プランの第1歩といえます。保護者に結果が公開されることから、こっちの学校はレベルが高い、あるいはあっちはだめだとか、親の学校選択につながり、更に学校や教師への外部評価制度も加わって、最終的には、親たちが利用券をもらって学校を選ぶ教育バウチャー制度に道を開こうというものです。生徒がたくさん集まる学校にはお金を上げるけれども、集まらない学校はつぶれてもいいという考えです。

学力テストの結果は学校評価に大きな影響を与えるため、成績のよくない子供をテスト当日に休ませるとか、前もって同じような問題を練習させるといった不正も起こりかねません。既に、先行的に行われてきた東京都では、こういった事例が報告されています。また、1960年代の学力テストにおける愛媛学テ事件を思い出す方もあろうかと思います。学力テストで愛媛県が連続日本一になった。その裏で、テスト中に正答を教えるというような不正が行われた事件です。学校間の競争が激しくなれば、再びこのようなことが起きかねません。更に、名前や学校名の書かれたテストの解答は、そのまま梱包されてNTTデータやベネッセコーポレーションといった民間企業にそのまま委託することになっています。個人情報を民間に丸投げすることになります。データが漏えいし、教育関係の業者に利用されないか、個人情報保護法に抵触するのではないかなど、問題は山積しています。テストによって学校間に序列ができ、子供たちは一層競争を強いられ、学習意欲がなくなるのではと危惧するものですが、学力テスト実施についてのお考えをお聞かせください。

また、このことは、子供たちにどのような教育的成果があるとお考えなのかお聞かせください。

学力テストを実施するかしないかは、各市町村教育委員会の判断によるものであり、決定権 は、市町村教育委員会にあります。愛知県犬山市の教育委員会は、参加しないとのことです。 本市では参加しないことを求めますが、お考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 小池議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に私から、市

長の政治姿勢に関する御答弁を申し上げ、地域医療、意欲ある農家を大事にする農政、全国一 斉テスト実施につきましては、それぞれ所管する担当部長並びに教育委員会の方から答弁をし ていただくことにいたします。

まず、政治姿勢ということについて、御質問がございました。

私は、このことについて4点ばかり端的に、私の、これが政治姿勢なのかと日ごろ思っていることについて申し上げてみたいと思います。

まず、一つは、国があって地方があるのではない。地方があって国をつくっているんだという意識を強く持って、私は日ごろの行政執行に当たっているつもりであります。

2番目は、都市は農村を破壊してはならないと、農村があって都市が成り立っているのだ。 今、小池議員から農業問題についてもいろいろ御質問に及ばれましたけれども、私は、これからこそ、北海道クローズアップ21世紀というのは、農業、食料のやはりそういったきちっとした北海道づくりをしていかなければならないということは、これは私の日ごろの行政の情熱的なようなものとして抱いていることであります。

それから3番目は、今まで長年にわたって、地方交付税という言葉がずっと使われてきました。国税の一定の率で交付税制度が設けられて運用されてきているんですけれども、これは法律にきちっと明確にされておるわけでありますから、私はやはり、地方共有税的な感覚をしっかりと持って、こういったものの制度が変わるときについては、やはり地方からきちっとした考え方を国に言っていかなければならないと、そんなことを日ごろ思っているわけであります。

それから、4番目には、市民の小さな活動の集積こそ、その町の活力を生み出す私は原動力と、そういうふうにいつも言ってきておりますので、まだいろいろありますけれども、こういったことをしっかりと念頭に置いて、私は市長としての仕事に当たっている。これが私の端的に言えば政治姿勢ということになろうかと思っております。

あと、いろいろ御答弁を申し上げますが、戦後、我が国の経済は、その時代、時代で変動があるとはいえ、総じて右肩上がりの発展を続けてきたものでありまして、それに伴う形で国家予算、地方財政規模につきましても増加を続けてきたところであります。ただ、その間に少子高齢社会が大きく進展することによって、社会保障関係経費が増大したことや、豊かさに比例して増大する国民ニーズに応じるための社会資本の整備や、各種施策を展開してきたところであります。

しかし、バブル経済崩壊後におきましても、これらの政策を継続するため、不足する財源を 国債発行に求めたほか、経済立て直しの方策として、国、地方が一体となって大規模な公共事 業の増額に頼ってきた結果、先進国の中で最大の借金国と言われるようになったことは御承知 のとおりであります。こうしたことから、国は平成13年度以降、毎年地方交付税を削減するほ か、市町村合併の推進、三位一体の改革を進めてきたところであり、19年度から新型交付税や 頑張る地方応援プログラムが導入されたところでもあります。

また、国民生活に直接かかわる所得税、住民税の定率減税の廃止、公的年金控除の縮小、老

年者控除の廃止などが行われたほか、現状の出生率、老人人口を考慮した場合、年金制度も大きく変わることが予想されるわけであります。そこで、これら国の政策に対する私の考え方でありますが、確かに、地方財政、市民生活などは急激な変化によって疲弊しているといった認識は、私にもございます。ただ、御指摘のような市町村合併が決して国から強要され、その道を選んだものではなく、行政サービスを維持していくためには、ある程度の自治体規模の必要性と行財政の効率性の観点から判断したところであります。

新型交付税や頑張る地方応援プログラムにつきましても、交付税削減が趣旨ではありませんので、これが即地方切り捨てに結びつくものとは、今のところまだ考えてはおりませんが、各地域間の格差が仮に広がるような場合には、全国市長会あるいは北海道市長会を通して、国に強く是正を訴えてまいらなければならないものと思います。しかし、国民生活におきましては、高齢者を含め、生活基盤の弱い世帯まで各層に及び、市民の増税感、負担感が高まっていることは、私も十分承知をいたしておりますが、先行き不透明な時代、更に個人所得の減少傾向、今後の消費税の増税問題が懸念されるところであります。

本市では、これまで財政事情の厳しい中にあっても、乳幼児医療費の単独助成や国の基準を 下回る市独自の保育料の設定、あるいは低所得者ホームヘルプ利用料の軽減、水道の福祉料金、 市営住宅家賃の減免などを行ってきたところでもありますし、今後も市民生活を守る立場から、 できる限りこうした姿勢で継続をしてまいりたいと考えております。

私は、小池議員のおっしゃるように、決して国の地方行革の押しつけ、財政締めつけに対してそういったような、そんなことは全くなく、今日的な行財政の現状にかんがみ、こうした行財政改革に取り組むことは、市民の生活を守る立場からして至極当然の理と考えております。

今日までもそうでありますけれども、今後におきましても、ただいま申し上げた考えのもと に市政の運営に当たってまいりたいと存じます。

次に、税制改正による影響についてお尋ねがございました。

前小泉内閣の三位一体の改革の大きな柱である地方への税源移譲が、本年から住民税率を一律10%にすることで実施がされ、全国的には約3兆円が国から地方へ移譲されたところであります。

本市におきましても、平成19年度予算において、市民税が約1億6,000万円増加すると見込んだものでありますが、同額の所得譲与税が廃止となりますことから、市の財政には大きな影響がないものであります。

この約3兆円が地方へ移譲されたことにつきましては、全国市長会におきましても、これまでの要請活動の成果と受けとめて評価をしている次第でございます。

また、昨年から段階的に行われている定率減税の廃止によって、市民税では約3,600万円の 増収を見込んだところであります。

そこで、これらの市民への影響についてでありますが、定率減税の廃止及び住民税率が10% になることに伴って影響を受けます本市の納税者は、平成19年度、約8,100人であります。住 民税フラット化においては、今回の税率構造見直しの前後で、所得税、個人市民税合計の税負担を増加させないという原則のもとで調整が行われますので、基本的には負担は変わらないことになるわけであります。しかしながら、定率減税の廃止は住民負担の増になるものであり、平成18年度から施行されました65歳以上の公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、65歳以上の住民税非課税措置廃止等の税制改正により、例えば、医療費の自己負担限度額、介護保険料、公営住宅の使用料など影響が多岐にわたりますが、個々人においてさまざまであることについては、今日まで申し上げてきたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、市民への周知対応についてでありますが、既に国におきましても、テレビで広報を初めとして、新聞など多様な広報媒体を活用して、広く国民に周知がなされているところであります。

本市におきましては、上士別、多寄、温根別、各地区における住民税説明会を初め、つくも 大学、朝日百春会、納税推進員研修会等を通して市民への啓発活動を行うとともに、現在行わ れております確定申告の中で、制度改正のパンフレットやビデオの放映とあわせて、口答説明 をさせていただいているところであります。また、本年1月には、税源移譲に伴う制度改正パ ンフレットを全戸配布したほか、市のホームページにも掲載をしているところであります。

今後におきましては、個人住民税納税通知書送付時に制度改正の内容を説明するパンフレットを同封するなど、広く市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、憲法第9条についてのお尋ねであります。憲法第9条の論議も含め、この憲法改正にかかわっての私の見解につきましては、実は平成16年第4回の定例会におきまして、斉藤昇議員の御質問に御答弁を申し上げたところでありますが、今日、国政におきましては、自民党が新憲法草案を発表し、国民投票法の提案がなされた平成17年ごろから、にわかに憲法改正論議が活発化したものと承知いたしております。

憲法第9条に対する論議につきましては、近隣諸国からの侵略に対する防衛や抑止のため、 あるいは海外に派兵して国際貢献ができるよう、憲法改正を目指す改憲派と、自衛隊の強化は 軍拡あるいは戦争につながるおそれがあること、あるいは現行憲法で十分であり、改正は不要 とする護憲派など、二分されている国論があるわけであります。

憲法改正の論議の根幹には、現憲法がさきの太平洋戦争敗北後、我が国を占領した連合国最高司令官総司令部いわゆるGHQによってつくられた、押しつけられた憲法であるとの押しつけ憲法論に端を発して、日本国民がみずから定める憲法、いわゆる自主憲法を制定するべきとする、自主憲法制定論者によって強く主張されてきたことによるものでもあることは、申し上げるまでもないわけであります。しかしながら、戦後の世論の動向が一部の改憲論者を除いて、憲法改正に積極的でなかったことから、政治の場において、憲法論議そのものがタブー視される時期が長く続いたものの、国連安保理決議を踏まえて自衛隊のイラク派遣問題など、我が国が国際協調のもとで、各種の支援活動を行う国際貢献が求められるといった政治的状況が生まれて、その対応に当たっての世論が憲法論議に火をつけたといっても過言ではないと思ってお

ります。

また、最近においては、北朝鮮による国際世論を無視した核実験の強行で、我が国はもとより、北東アジア地域における緊張の高まりで非核3原則の国是のもと、国防のあり方など安全保障論議が国民の中においても沸き起こるなど、国防に関して見過ごしのできない情勢下に置かれております。

今般、対局する改憲派と護憲派の主張がこうした事案を踏まえて錯綜する中にあって、安倍内閣が誕生し、昨年9月の衆参両院の本会議で就任後初の所信表明演説において、新しい時代にふさわしい憲法のあり方について議論を深め、方向性を出すことを願うとして、集団的自衛権の行使についても見直しに向けた具体的研究を行う考えを示すとともに、去る1月の施政方針演説において、憲法改正について論議を深め、憲法改正手続に関する法律案の今国会成立を期待すると、改憲に対して強い意志が示されたところであります。更に、こうした中で、憲法改正手続を定める国民投票法案成立に向けて、国会ではさまざまな動きがされております。

私は、現行憲法自体を否定するものではありません。この憲法の基本理念である民主主義、 平和主義及び基本的人権の尊重は、憲法が制定されてから今日に至るまで、一貫して国民から 広く支持されてきたものとの認識に立つものであり、とりわけ憲法第9条にあっては、国際的 にも高い評価がされていることは、十分私も承知はいたしております。

しかしながら、一方においては、現行憲法が制定されてから60年が経過しており、前段でも申し上げましたように、国際情勢や安全保障体制といった変化を考えますと、仮に実態にそぐわない面があるのであれば、見直すことも必要ではなかろうかと考えますし、憲法第9条の問題についても、我が国の安全保障のあり方や国際社会への貢献との観点からいたしますと、十分な検証もまた必要ではないかと考えます。

申し上げるまでもなく、憲法は国家のあらゆる基本をなす極めて高度で重要な最高の法規範であります。憲法論議に当たりましては、国民の間に多くの意見が多様にありますだけに、私としては、この場で軽々に口を挟むことは差し控えますが、まずは拙速に走らず、国会での与野党において、慎重な議論が尽くされることを願いますとともに、国民の意思と大きく乖離したものとならないように、慎重の上にも慎重を期してこの問題の対応に当たってもらいたいと思っているところでございます。

以上、申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。 (降壇) 議長(岡田久俊君) 佐々木経済部長。

経済部長(佐々木幸二君)(登壇) 私から、中山間地域等直接支払制度の実績と、品目横断的 経営安定対策についてお答えいたします。

最初に、中山間地域等直接支払制度についてであります。本市における制度の導入は、朝日 集落では平成12年度、士別市集落では平成13年度からになっており、現在は2期目の対策費と して、平成17年度から21年度までの5カ年を事業期間として実施しているものであります。

本市の農業が今後においても堅実に発展していくためには、生産基盤や農村集落機能が安定

的に維持、継承されていくことが極めて重要でありますことから、本制度では農家個々の所得補償的なものととらえることではなく、士別市農業農村活性化条例に基づく土づくりと次代を担う人づくりを基本とした目指す姿の構築に向けて、本市農業・農村全体の底上げとなるような共同取り組み活動が積極的に行われております。

これまでの取り組みについて具体的に申し上げれば、健全な土づくりを急ぐことで、安定した集落基盤の構築と健全な生産活動の維持を目的とする暗渠配水管の敷設や心土破砕などの小規模土地改良事業を初め、堆肥の施用や休閑緑肥の導入による輪作体系の確立に向けた生産性、持続促進事業、更にはエゾシカによる食害を防止するための対策事業など、生産性向上のためのさまざまな事業が実施されてまいりました。

また、この成果につきましては、毎年春に実施している事業要望量の聞き取りを初め、秋に行う事業実績の確認など、いろいろな機会を通して生産者の方々から直接お聞きしておりますが、排水性が向上したことで土地の乾きが早くなり、機械作業が予定どおり行えるでありますとか、異常気象の年にあっても平年近い収量が期待できるという声が多く寄せられており、この効果は極めて大きいものであります。

また、エゾシカの簡易電牧柵については、多寄の東陽地区、あるいは武徳から中士別、上士別にかけて、更には温根別の山際全域にわたって市内約150キロに設置されておりますが、この電牧柵は、張るとすぐに効果があらわれるということでありまして、実際のデータとしても、設置後にはこの被害はほとんど皆無になりました。このほか、士別市集落と朝日集落の8つの地区において、生産性や環境向上のための独自の取り組みが行われておりますが、このうち、国営農地再編整備事業の採択を目指している上士別の川北・兼内地区においては、事業実施を視野に入れた営農研修や、今後の圃場大型化に対応するための農作業研修などが行われており、他の地区におきましても、それぞれ土づくりという観点での土壌診断や土壌改良事業を初め、担い手の育成に向けた、青年農業者のパソコン研修や無人へリコプターの研修、更にはそれらの資格取得に向けた取り組みなど、広範にわたって多種多彩に創意工夫された特色ある活動が実施されてきております。

このように、本市では、土づくりを核とした集落全体での共同取り組み活動から、それぞれの地区において創意工夫された独自の取り組みまでが極めて順調に、また効果的に行われておりますが、特に、現対策においては、各地区ごとに将来のあるべき姿を定めた集落マスタープランが策定されておりますことから、今後におきましても、このプランの実現に向けた共同取り組み活動が実効を上げることで安定した農業基盤が形成され、ひいては、本市農業・農村全体の底上げが図られるものとなりますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度から実施される品目横断的経営安定対策についてであります。

初めに、収入減少影響緩和対策における秋まき小麦の加入状況についてであります。本市では、この対策での対象要件を備えた集落営農組織は、現時点ではありませんので、個別経営体ごとの加入ということになります。19年産秋小麦を作付した農業者は345戸であり、このうち、

加入要件を満たす認定農業者344戸はすべて加入申請を終えており、この面積は1,396へクタールとなっております。これを18年産と比べると、生産者数、作付面積ともに84%となっており、減少した主な理由としては、加入要件を満たせない農業者は、生産条件不利補正対策交付金を受けることができないこと。更には、生産実績に基づく小麦の面積単価が低いために、他の作物へと作付転換をされたことなどが考えられます。

また、お話しのように、本年4月からは秋小麦以外の対象作物を作付する農家からの加入申請が開始されますが、今回の所得補償対策は、これまでの品目ごとの価格補償にかわるものであり、今後の農業経営に大きく影響し、更に収入減少影響緩和対策については、個人ごとの積み立て金管理となることからしても、大部分の方がこの対策に加入されるものと想定しているところであります。

次に、この対策に乗れない農家の割合についてであります。

この対策の対象農家は、経営規模や所得要件などを満たす認定農業者となっていますことから、この要件をどうしても満たすことができない農業者数は、昨年の段階では61戸で全体の11%となっておりました。しかし、その後において規模拡大によって要件を満たす農家が2戸、ブロッコリーやグリーンアスパラの高収益作物などへの作物転換が23戸、農作業の受委託が14戸、農地売買などが18戸となっており、今後の対応が必要となる農家は、現時点において4戸で0.7%でありますが、この方々に対しましては、現在も農地集積や農作業の受委託、または集落営農などの組織化などにより、作付が可能となりますので、これらへの誘導を基本としながら、収益性の高い野菜作への転換も視野に入れて、営農指導がそれぞれ行われているところであります。

また、過去3年間に水稲以外の対象作物の生産実績のない農業者が保有する農地に対しては、助成金が交付されないわけでありますが、このうち永年牧草地などは、今後においても同様な作付がされるために、特に支障がないと考えますものの、輪作体系上、この3年間にやむなく対象作物の作付面積を減らさざるを得なかった場合などについては、助成額が低下し、営農に影響が及ぶことも想定されます。しかしながら、これらの農地についても耕作権の移動があった場合、輪作体系を確実に行っていた農地については、生産実績も、それに合わせて移動して算定される仕組みにもなっております。

また、国の新たな支援策として、過去の生産実績がない場合においても、農外からの新規参入や米の生産調整強化への対応、更には今後の経営規模の拡大に応じて、生産条件不利補正対策交付金における生産実績による助成額と同額程度が、面積当たりの助成策として講じられるため、これらの制度の活用によって、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

次に、このような措置があったとしても、例えば小麦のように、本市における生産実績に基づく面積単価が低いことから、やる気を失うのではとのお話しでございますが、このような生産環境にあっても、毎年の生産量と品質に基づく助成を受けることは可能でありますことから、他の作物との面積配分を行いながら輪作体系の取り組みを進める中で、高品質で多収量な生産

体制を確保し、まずは所得確保に向けて意欲を持って農業経営に取り組んでいくことが、何よりも肝要であると考えるものであります。

戦後最大と言われる今回の農政改革の背景には、WTOの農業交渉による協定が大きな要因としてありますことは、ただいまお話しのとおりでありますし、また、農産物価格に対応し、直接的に所得を補償するシステムはEUなどの先進地では既に実施され、環境に重点を置いた施策についても諸外国ではさまざまに取り組みがされていますが、我が国では初めての取り組みとなりますだけに、現時点にあっても農業者はもとより、関係団体において戸惑いが残る状況でもあります。

しかしながら、農業は国民の食料を確保し、農業・農村の果たしている多面的な役割は、国 土の維持、保全はもとより、地球環境の観点から、今後において最も大切にすべきものであり ます。

したがいまして、今後における事業の実施にあっては、すべての農業者が農業・農村の担い手であるというこれまでの基本姿勢のもとで、本市の基幹産業である農業が次代へとしっかり引き継がれるように本施策が実効性のあるものとし、実態に合わない部分につきましては、地域の声として、制度における仕組みの改善に対する要望をしっかりと行うなど、関係機関が一丸となって機能的で効果的な推進に当たってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして御答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時59分休憩) (午後 1時30分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

藤森市立病院事務局長。

市立士別総合病院事務局長(藤森和明君)(登壇) 私から、地域医療に関する御質問にお答えをいたします。

最初に、医療を取り巻く現状についてのお話しがございました。

昨年6月に医療制度改革関連法案が成立し、今後の急速な少子高齢社会に向けた医療制度改革の具体的施策が示されております。

その内容として、安心で信頼される医療の確保、医療費の適正化の推進、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度の実現が柱となっており、今後の病院運営は、患者の視点に立った安心で質の高い医療体制の充実と生活習慣病対策など、健康増進のための方策が求められております。

また、高齢者の比率が高まることにより、増加する医療費をどのように負担していくのかが、

国の財政面での重要課題となっており、医療費を抑制するため高齢者医療の改革も進められており、18年度からの診療報酬引き下げは病院経営にも影響が出ております。

更に、医師の臨床研修制度は、医師としての基本的な診療能力を習得させる目的で、平成16年度から始まっておりますが、この制度が開始されたことで、毎年、医科大学を卒業し、医師免許を取得する約5,000名の研修医師は、自由に研修病院を選択できるため、各種公立病院に医師を派遣していた大学病院での研修は敬遠される傾向となり、結果として、大学病院の医師が不足しているところであります。このため、大学病院では、みずからの経営収支の改善を図っていくために、地方に派遣していた医師を大学へ引き上げることになり、医師の供給を大学に頼ってきた市立病院を初めとする公立病院は、医師不足の影響を受けているところであります。

しかしながら、このような状況が長く続くことになりますと、病院の経営そのものにも大きな影響がありますので、一日も早く医師不足の状況が解消されるように、医学部の地域枠の拡大や自治医科大学の定員増などの政策が進められるよう、国や道に対し要請していかなければならないと考えております。

次に、経営計画における地方公営企業法の全部適用についてのお尋ねがございました。

公営企業法の全部適用の問題につきましては、昨年12月議会においても答弁をいたしておりますが、赤字経営体質から脱却していくための方策として、病院経営の責任の明確化と管理者に権限を付与することで、最近多くの公立病院で取り入れられております。

しかし、病院会計に企業法を全部適用させた病院すべてで経営状況が大きく改善しているわけではないということから、導入するに当たりましても、他自治体の先進病院の改善例を参考に十分検討してまいりたいと存じます。

次に、病院のサテライト方式についてであります。

小児科医師につきましては、夜間や休日の呼び出し業務が多く、勤務環境も大変厳しい状況 となっていることから、最近では医学生から敬遠される傾向にあり、大学病院においても在籍 する医師が少なく、限られた医療資源を有効に活用していくためにも、早い時期から国や小児 科学会では、医師の集約化が叫ばれてきたところであります。

北海道においても、平成17年度から小児医療のあり方を検討する協議会が設置され、これまで他科に先駆けて種々検討がされてきたところであります。これを受けて、旭川医科大学では、各公立病院に配置している小児科医師をセンター病院などに集約させ、医師の過重労働を軽減させることとしたため、士別市立病院の小児科は4月からサテライト方式に移行し、平日の外来診療のみとなるところであります。

また、今後の市立病院における診療についてでありますが、小児科や産婦人科のように医師の確保が短期間に見込まれない科につきましては、当面サテライト方式にならざるを得ないものであり、内科、外科、整形外科のように固定医師の配置が見込まれる科につきましては、従来どおりの診療体制としていくことで、今後の経営計画を作成したところであります。

次に、自治体病院の役割などについてでありますが、市立病院は地域の基幹病院として急性期から慢性期までの質の高い医療を提供し、市民の皆さんが安心して生活を送れるよう努めていくことが公立病院の大きな役割であり、中でも救急医療や災害時の医療対策などについては、たとえそれが不採算であっても公共性を優先させ、公立病院が担っていかなければならないものであります。また、第1次医療機関との地域医療のあり方の検討や、各種症例検討、救急救命士の研修受け入れ、更には市民の健康保持のための保健事業などを通して、地域の医療水準の向上を図っていくことが求められております。

次に、市立病院の将来展望についてのお話がありましたが、御承知のとおり、市立病院は、 2年前まで医師26名を配置し、健全な経営に努めておりましたが、医師の引き揚げによる収益 の減少は、経営に大きな影響を及ぼしております。このため、昨年末には、市立病院の経営を 健全化させるために長期経営計画を作成し、経営健全化に向けて動き出したところであります。

しかしながら、医師の確保をめぐる状況は依然として不透明であり、今後においても経営状況は非常に厳しくなることが予想されますが、この状況で地域医療を守っていくためには、地域の理解も必要になってくるものと思われます。更に、このような状況の中でも地域に住む人が安心して生活していく環境の中に医療があるということが、公立病院の使命ではないかと思っておりますことから、現時点におきましては、経営計画に沿って自治体病院として健全経営に努め、地域医療を担ってまいりたいと考えております。

最後に、住民や患者の要望などにどのようにこたえているのか、また医療行為に対する患者 要望に対し、どのような手だてをとっているのかとのお尋ねがありました。患者、家族の抱え る社会的な問題は、医療に関する苦情、医療費の負担、更には退院後の措置など、複雑多岐に わたっていることから、院内の地域医療室に専門の職員を配置し、業務に当たっているところ であります。

これまでも数多くの相談や苦情が寄せられているところでありますが、その都度、誠意を持って処理しているところであります。また、医療行為に関して、患者はみずからの健康と医療行為に関する必要な説明を受け、理解した上で、検査や治療を受ける権利を有しているとともに、医療提供者は患者に対し、治療に関する情報を確実に伝えることが求められております。

市立病院といたしましても、今後、長期経営計画にもありますように、病院機能評価の受審 や臨床研修病院の指定を予定しておりますので、今後ともインフォームドコンセント、いわゆ る患者への治療に対する説明と同意について病院全体で周知徹底を図り、市民の皆さんから信頼される病院づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 朝日教育長。

教育長(朝日 保君)(登壇) 私から、教育基本法及び全国学力テストについての御質問にお 答えいたします。

最初に、教育基本法につきましては、これまでも18年第2回及び第4回定例会におきまして、

小池議員並びに遠山議員の御質問に御答弁させていただきましたが、政府は教育改革国民会議の報告や中央教育審議会の答申を踏まえ、昨年4月に教育基本法案を国会に提出いたし、12月15日に可決成立いたしたところでございます。

この改正に当たりましては、現行法が制定から半世紀以上経過しており、この間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの進展、また近年、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、更にはいじめの深刻化など、教育全般にさまざまな問題が指摘され、若者の雇用も深刻化し、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

今回の法改正は、こうした社会情勢の変化を踏まえ、教育基本法を見直し、人格の完成や個人の尊厳など、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、教育の目標として、公共の精神や伝統文化の尊重などを新たに規定したほか、生涯学習の理念、家庭教育、幼児期の教育など、今日重要と考えられる事柄を規定したものでございます。

国は、今回の教育基本法改正を抜本的な教育改革の第一歩であるととらえており、御承知の とおり教育再生会議においても、ゆとり教育、教育委員会制度の見直しや教員免許更新制度の 導入などが論議され、本年1月に第1次報告がなされたところであり、今まさにさまざまな教 育改革が進められようとしております。

また、今後5年間の教育政策の基本方針であります教育振興基本計画のもと、基本計画の策定が義務づけられており、地方公共団体におきましても、国の計画に照らし合わせつつ、地方の実情に即して、教育の振興のための施策に関する計画の策定に努めていくことになるものと考えております。

私といたしましても、今回の教育基本法の成立を受け、今後、学校教育法や学習指導要領など、教育関係法令が見直され、地方教育行政に具体的な対応が求められるものと推察いたしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、教育全般において広範囲な課題や問題が生じており、教育現場が抱える問題解決に向け、この法の基本的精神のもとに、学校・家庭・地域など社会全体が協力して、これからの社会を担う心豊かでたくましい人づくりに取り組むことが、大変重要なことと考えております。

また、この法律制定過程におきまして、小池議員の御意見にもありましたように、愛国心や公共の精神の行き過ぎた強制が行われるようになるのではないか、国による教育への不当な介入、支配につながるのではないかなど、法案に危惧する意見がありましたことは、私も十分承知いたしているところでありますが、教育基本法は言うまでもなく理念法であり、今後、この理念を具体化、具現化するためには、法令にゆだねられ、中教審や国会での審議を経ることとなりますので、その過程において社会全体の共通理解が図られるよう十分な論議を尽くし、国民の合意形成のもとに教育改革が進められていくものと理解しているところであり、また、私といたしましても、必要があれば全国教育長会議などを通じまして、機会をとらえ意見を申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、全国一斉学力テストの実施についての御質問でございますが、初めに、テストのねらいと教育的成果についてのお尋ねがございます。

今回の全国学力学習状況調査を実施することとなりました背景といたしましては、16年度末に公表されました国際学力調査におきまして、読解力が大幅に低下するとともに、我が国がこれまで最上位にありました数学や理科についても低下傾向が見られたこと。また17年4月に公表されました小中学校を対象とする教育課程実施状況調査におきましても、国語の記述式問題や中学校数学などに大きな課題があることなどが判明したところであり、あわせて実施されました児童生徒の学習意欲や生活習慣などの調査では、勉強が楽しいと思う児童生徒の割合が減少していることや、学校外での学習時間の減少など、課題があるとの結果が公表されたところであります。

更に文部科学省が17年3月に実施しました義務教育に関する意識調査におきましては、保護者の6割強が全国学力調査の実施に賛成しており、PTA全国協議会の調査でも、約7割の保護者が学力調査はよいと思うとの回答をなされているところで、児童生徒の学力水準の保障に対する社会的な関心や要請が高まっているところであります。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、義務教育における機会均等や教育水準の向上の観点から、全国的な学力調査を実施することにより、教育水準の達成状況をきめ細かく適切に把握するとともに、これに加え、各学校における教育条件の整備や児童生徒の学習意欲、学習環境等について状況を把握し、これらと学力との相関関係等を多面的に把握、分析することなどにより、これまで実施されてまいりました教育及び教育施策の成果と課題などの検証を行おうとするものであります。

また、教育委員会や学校がそれぞれの地域や学校の学力の状況、教育条件の整備状況、また児童生徒の学習環境や家庭における生活状況を通し、その特徴や課題などを把握することにより、教員の指導方法や各児童生徒の学習改善を図るとともに、地域の教育力の向上に資するものであります。このことから、本調査は、最終学年における学力の到達度を把握するため、小学校6年、中学校3年の原則として全児童生徒を対象に、教科は国語と算数、数学とし、また、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境のほか、学校に対しましては、指導方法に対する取り組みや人的、物的な整備状況、放課後における補充的指導の状況等について調査するものとし、本年4月24日に実施するものであります。

この調査の結果につきましては、文部科学省は、教育委員会及び学校が、広い視野から教育施策や教育指導の改善を図る機会を提供するため、各都道府県に対しましては、区域内の市区町村単位及び学校単位に状況が把握できる調査結果を、また各市町村に対しましても、区域内の学校単位の状況が把握できる調査結果が返却されることになっております。

また、各学校には、学級単位の調査結果を児童生徒には答案の返却はされませんが、学校を通じて、設問ごとの正誤解答の状況等がわかる個票が返却されることになっております。

また、調査結果の取り扱いにつきましては、学校間の序列化や過度な競争を招くことのない

よう、都道府県教育委員会は大都市、中都市、その他の市、町村、僻地など、地域の規模別に おける調査結果を公表し、個々の市町村名、学校名は明らかにした公表は行わないこととされ、 市町村教育委員会も同様に、個々の学校名を明らかにした公表は行わないものであります。

なお、市町村教育委員会は、保護者に対し調査の結果について説明を果たすこととなっておりますが、この場合におきましても、学校間の序列化や過度の競争につながらないよう、また個人生徒の個人情報の取り扱いの観点からも、公表の仕方につきましては、今後校長会などと十分検討してまいりたいと存じます。

また、国は、本調査の実施に当たり、調査問題の発送、回収、調査の採点、集計や市町村教育委員会などからの問い合わせなどに対し、事業の一部を民間機関に委託することとなっております。委託機関につきましては、公平で透明な選択を行うことから、広く、公募を行い、外部の専門家による審査委員会を設置し、審査の結果、小学校につきましてはベネッセコーポレーション、中学校につきましてはNTTデータに決定されたものであります。ただ、議員お話しのとおり、児童生徒の個人情報の保護管理は非常に重要な問題であり、文部科学省は委託先に対し、契約書におきまして、機密の保持や個人情報の取り扱いについて遵守すべき事項を明示しております。

また、委託先においては、これに基づき個人情報取り扱いに関する内規等の整備、安全性の確保のための研修、データベースのアクセス制限等を行うなど、個人情報の保護に関しまして最大限の配慮を行っているとのことであります。

次に、本市では参加しないことを求めるとの御質問でございましたが、本調査の実施主体は国であり、参加主体は都道府県教育委員会、市町村教育委員会となっておりまして、全国の公立学校の参加状況につきましては、愛知県犬山市教育委員会のみが参加に支障があるとし、調査対象、学校総数3万2,119校中、犬山市の学校14校を除く3万2,105校が参加することになっており、参加率は99.96%となっております。今回の調査は、先ほど申し上げましたとおり、児童生徒の学力や学習に対する意欲の低下、また家庭における学習時間の確保の問題などの課題に対し、調査結果をもとに児童生徒の学習改善や学習意欲の向上に資するための意義ある調査でありますことから、本市といたしましても、全国学力学習状況調査を実施してまいる所存であります。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 13番 谷口隆德議員。

13番(谷口隆德君)(登壇) 平成19年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして、質問させていただきます。

高齢者介護保険制度の運用と地域包括支援センターの活動についてでございます。

2006年第2回定例会において、高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画から、大幅な福祉制度改革による問題点や今後の福祉政策についてお伺いをいたしました。

今回の改革については、自立支援を目的とした要介護度区分の改定、高齢者の自立のための

予防介護の推進、更にはホテルコストに係る経費負担増による利用制限や、コスト高に対する利用減など問題点も多く、いつでも、だれでも平等に受けられる体制にあるのかということであり、高齢者社会における年金、医療の経費増に伴う個人負担はもとより、介護保険制度を今後とも受給者の要望にこたえる体制を維持するとすれば、福祉経費の増は明らかであり、財政についての考え方や地域間格差を生じないための考え方を質問いたしました。

市としては、新計画に基づいた高齢者福祉事業としての地域支援事業、介護予防給付など介護給付事業に取り組むとの姿勢を示され、高齢化率を今後10年間を見通し、その率を36.4%と推定し、高い高齢化率のもとでもより低い介護認定率、つまり自立して生活を送ることを目指す高齢化社会を実現することとされました。

そこで、新制度の実施から約1年がたちますが、特定高齢者を対象とした機能回復訓練や地域支援事業における介護予防について、地域支援センターを中心とした事業展開が図られたと思いますが、対象者に対してどのような成果があったのか。また、問題点がなかったのか。あるとすれば、今後の取り組みについてのお伺いをいたしたいと思います。

更に、介護保険制度の現状対応については、介護認定で要支援の認定が要支援1と2の2段階に区分されましたが、サービスが新たな展開を迎えたわけでございます。これらの支援の利用者が新区分によって、何人の人がどのような支援サービスを受けておられるのか。また2年目に向かって、どのように対応していくのかお伺いをいたしたいと思います。

また、施設入所サービスについては、やはりホテルコストが導入されたことによって、入所 したくても入れない状況がないのかについてもお伺いをいたします。特に、低所得者に対する 経費負担軽減については、今後とも積極的に施策を講じていただきたいと思います。

最後に、地域包括支援センターですが、これは新制度における制度維持の柱でもありますが、 高齢者に対する自立した在宅生活を支援する活動、事業展開は、高齢者の生活にとって大変大 事な相談窓口であり、安心して住むことのできる地域社会をつくる取り組みでもあります。

現在までの取り組みと今後の事業展開についてお伺いをいたします。

次に、糸魚小学校移転後の通学路の安全確保についてであります。現在、進行中の糸魚小学校の建築は、本年10月、校舎の完成予定となっておりますが、その後、移転作業を経て3学期から使用開始となる予定であります。そこで、通学路の問題については、2006年第1回定例会で、校舎移転後の通学路について質問し、朝日地区の南大通りについて2カ年にわたって道路整備をするという回答をいただき、道道滝の上線から南大通りに至る市道及び南大通りの歩道の拡張整備が一部実施され、更には電柱の移設も行われ、歩道の確保とともに安全対策をとっていただいたことは、地域住民にとって大変ありがたいことだと思っております。

19年度においても予算措置がなされており、今年度には完成することとなっております。しかしながら、朝日地区の南大通りの歩道拡幅の整備がなされても、児童生徒の通学路は道道士別滝の上線を横断しての通学路は数カ所あり、いまだに歩道整備がなされてないなところや、歩道が一部しかついていないところ、歩道がついていても狭いところなど、通学路の安全確保

には、現状では通学路としてはどうなのかという状況であり、危険と思われる状態であります。特に、冬期間の歩道の確保は、整備された南大通りにおいても何ら確保されず、歩道には雪が乗ったままで、通行人は車道を歩くという状況であり、現状のままで通学路を指定しても危険な状態であります。また、市街地の道道士別滝の上線を横切る横断歩道の白線や手押し式信号機の設置、更には市街地を中心とした道道士別滝の上線の冬期の歩道の確保、更には歩道の危険箇所の整備など、校舎完成後に通学する児童生徒の通学路についての安全をいかに確保していくのか、事故が起きてからでは遅いのでありまして、緊急かつ早期に対処しなければならない状態にあると思われますことから、その対策についてお伺いをいたしたいと思います。

以上、よろしくお願い申します。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 谷口議員の御質問にお答えいたします。

私からは、高齢者介護保険制度の運用に関する御答弁を申し上げまして、地域包括支援センターの活動については保健福祉部長から、糸魚小学校の移転後の通学路の安全確保につきましては、教育委員会の方から答弁を申し上げます。

介護保険法の改正に伴いまして、本年度から導入されました介護予防事業の特定高齢者施策 につきましては、現在、総合福祉センターや朝日美土里ハイツで行っております生きがいデイ サービスを、通所型介護予防事業として実施をしているところであります。

厚生労働省が定めた基本チェックリストにより、特定高齢者と選定された方々においては、今までの生きがいデイサービスのカリキュラムに、運動器の機能向上や口腔機能の向上などの介護予防プログラムに基づき、予防施策を加えて提供しているところであります。そこで、成果と問題点についてお尋ねがありましたが、高齢者は年とともに生活機能の衰えが著しく、そのままの状態で放置をしておりますと、要支援や要介護状態に陥るおそれが高いことから、この介護予防事業を提供することによって、現在の心身機能を維持改善させ、要介護状態への移行を防ぎ、できる限り自立した生活を続けることができることを目指して実施をしているところであります。

現に特定高齢者と選定された方が、運動器の機能向上の指導を受けたことによって、要支援、要介護状態に陥らずに心身機能の維持改善が図られていることから、一定の成果があったものと考えています。

また、問題点で申し上げますと、対象者である特定高齢者の数でありますが、国の予想では65歳以上の約3%が該当するものと見込んでおりましたが、昨年9月1日現在の全国平均が0.21%と大きく予想を下回っており、本市におきましても地域包括支援センターが各老人クラブの訪問や各自立支援サービス等の利用者を対象に、基本チェックリストを用いて選定した結果、今年の2月末現在で0.49%と全国平均と同じく国の予想より大きく下回っております。

介護予防事業を利用する対象者が予測より少なかったところであります。このことから、国 において、今年の4月から基本チェックリストによる特定高齢者の該当基準を緩和するなどの 見直しを行う予定でありますので、本市におきましても対象者が増え、介護予防事業の利用者が増加することで、可能な限り自立した生活を続けることができ、かつ要介護状態への移行を少しでも防ぐことができれば、予防給付費や介護給付費の抑制に効果が出てくるものと考えております。

次に、介護予防サービスについてのお尋ねであります。平成19年1月末現在の状況で申し上げますと、介護認定で要支援1の認定は114名、新しい区分の要支援2の認定が137名、合わせて251名の方々が要支援の認定を受けております。

これらの方々に提供するサービス基盤につきましては、介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの設置、更に介護保険サービスを展開しております各事業所が介護予防サービスの指定を受けて、介護予防訪問介護や介護予防デイサービスなど、介護予防サービスを提供するとともに、新規事業として昨年10月から、定員19名の介護予防通所リハビリテーション事業と混合型特定施設が開設され、これらサービスを、要支援認定者101名の方々が提供を受けております。

更に2年目を迎える新年度におきましては、地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランで設定された目標の達成状況などの評価を行い、より利用者に合ったケアプランにするための見直しを行うとともに、介護予防の基盤整備につきましても、養護老人ホーム桜丘荘が特定施設の指定を受け、4月から介護保険施設として運営するなど、充実に努めてまいりたいと考えています。

また、施設入所サービスにつきましては、介護認定において要介護 1 以上の認定を受けた方々が、施設に入所されてサービスの提供を受けるものであります。そこで、平成17年10月から部屋代と光熱費の居住費や食材料費と調理費の食費が入居者の負担となったところでありますが、この制度導入に当たりましては、所得に応じて自己負担の上限が設けられており、例えば市民税非課税世帯で課税年金収入が80万円以下の方々は、特別養護老人ホームの多床室に入所される場合、制度導入以前より負担が引き下げられるなど、所得の低い方には十分な配慮がなされておりますことから、ホテルコストが導入されたことによって、収入によって入居が制限されることはないものと考えます。更に、低所得者に対する負担軽減制度につきましては、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームに入所する方には、施設の御協力もいただきながら、収入の少ない方の負担軽減制度に取り組んでおりますし、今後も国の軽減対策を見据えながら継続をしてまいりたいと思います。

以上、申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長(杉本正人君)(登壇) 私から、地域包括支援センターの活動についてお答えいたします。

本年度、改正介護保険法が施行されたことに伴い、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心 して生活できるよう、必要な相談や支援を行うための拠点として、地域包括支援センターを設 置したところであります。法改正前は、市内4カ所の在宅介護支援センターが24時間、365日体制で高齢者の総合相談に当たってまいりましたが、改正後は、市直営の在宅介護支援センターきぼうを地域包括支援センターに移行し、3カ所の在宅介護支援センターにつきましては、引き続きその機能を残し、地域包括支援センターの協力機関として位置づけし、委託により運営しているところであります。

そこで、地域包括センターの現在までの取り組みについてでありますが、これら業務は4つの柱から成っており、一つには介護予防マネジメント業務としまして、要支援1、2と認定された方のうち、101名について介護予防サービスのケアプランを作成し、要介護状態に陥らないように利用者とサービス事業所間においてサービスを利用できるように調整するとともに、支援や介護を必要となるおそれの高い人や自立した生活を営んでいる方に対しても、市が行う介護予防事業を利用できるよう調整をいたしております。

また、自立した生活を営んでいる方で、支援や介護が必要となるおそれの高い人、いわゆる特定高齢者を地域の中から選定し、介護予防事業を利用できるようにするために、市内老人クラブ35カ所の訪問、生きがいデイサービス通所者やつくも大学の学生、配食サービスや自立へルパー、緊急通報装置利用者への訪問、更にその中で介護予防検診が必要な方には受診していただくなど、合計延べ976名の方に介護予防の説明を行うとともに、特定高齢者を選定するための基本チェックリストを実施したところであります。その結果、2月末の時点では34名の方が特定高齢者として介護予防事業を利用しております。

2つには、総合相談支援事業としまして、高齢者の方やその家族、近隣に暮らしている方の 介護に関する悩みや疑問への相談に応じるとともに、これら以外にも健康や福祉、医療や生活 に関することなど、さまざまな相談に応じているところであり、2月末の時点で、包括支援セ ンターにおける総合相談の件数は、新規761件、延べ1,726件となっております。

3つには、権利擁護業務としまして、高齢の方が安心して生き生きと暮らすことができるように、高齢者の持つさまざまな権利を守るための相談を行っております。具体的には、成年後見制度の紹介や相談、成年後見制度利用支援事業の開始、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めているところであります。なお、現在まで成年後見制度にかかわる相談は2件、虐待にかかわる対応につきましては1件となっております。

4つには、包括的、継続的ケアマネジメントを支援業務としまして、さまざまな方面から高 齢者を支えるために地域ケアマネジャーに対する指導や支援のほか、高齢者にとって暮らしや すい地域にするために、各種機関とのネットワークづくりに取り組んでいるところであります。

次に、地域包括支援センターの今後の取り組みにつきましては、さきに申し上げました介護 予防ケアプランの目標達成状況の評価や、特定高齢者を把握するために、あらゆる機会を通し て65歳以上の方に対し、問診、身体計測等を実施し、生活機能が低下している、あるいはおそ れのある高齢者を早期に把握するとともに、関係機関と連携を図り、特定高齢者である可能性 の高い方の情報収集を行い、特定高齢者の選定を行うこととしております。 また、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布のほか、講演会や相談会の開催など、積極的に地域に出向いて介護予防の普及啓発を行ってまいります。今後におきましては、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、各施策の事業評価を行い、高齢になっても元気で活動的に暮らせるよう介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 佐々木教育部長。

教育部長(佐々木文和君)(登壇) 私からは、児童生徒の通学路の安全についてお答えをいた します。

通学路につきましては、児童生徒の安全性を考え、学校ごとに指定を行っておりますが、糸魚小学校は3学期より新校舎へ移転となり、それに伴い通学路の変更が必要となりますことから、小学校が現状での道路状況を調査、把握し、関係機関と協議をしながら指定をすることになります。

指定に当たりましては、保護者への周知期間を考慮し、なるべく早い時期に、現在新しい糸 魚小学校の通学路を年頭に改修しております南大通りを通学路として指定されるよう学校を指 導してまいりたいと考えております。

御質問のありました通学路に係る市街地の道道士別滝の上線の横断歩道や手押し式信号機の 設置についてでありますが、移転に伴う新たな課題となりますことから、学校等と十分連携を 図る必要があるものと思っております。

今後、具体的な設置箇所等につきまして要請があるものと考えますので、交通安全施設調整会議において要望の協議、調整を行い士別警察署を通じて北海道公安委員会への交通安全施設の設置に関し、要請活動について検討してまいりたいと考えております。

また、通学路として指定される市道の冬期間における歩道等の確保につきましては、先般、 道路状況の調査を教育委員会、総合支所、学校等で行ったところでありますが、今後、通学路 の安全確保のため、除雪などの安全対策を十分講じてまいります。なお、道道士別滝の上線の 冬期間における歩道の確保につきましては、引き続き児童生徒の安全確保のため、旭川土木現 業所に対し要望してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましても、小学校と連携を図り、警察や関係機関及び地域の方々の御協力をいただき、地域ぐるみで児童生徒の安全確保対策に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、御答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 16番 斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君)(登壇) 2007年第1回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。 質問の第1は、市政執行方針と予算についてであります。

今、通常国会が開かれておりますけれども、国民生活でありますとか、あるいは地方自治体

に対する地方自治体いじめ、特に財政問題では地方交付税の問題など、非常に数多くの自治体いじめが行われておりますし、社会保障の切り下げは地方やあるいは格差社会を生み出したように、低所得の方たちにその生活を直撃している実態であります。そういうときだからこそ、士別の市政が市民生活をしっかりと守る立場に立って、この1年間を歩んでいただきたい。そういう意味では、市長の記者会見でも語っておりましたけれども、なるべく福祉施策でありますとか、そういうものについては、現状を維持するその努力をしながら、今度の予算編成に当たったと申されておりまして、市民に対する負担の拡大は、今回は余りないようでございます。その点では一定の努力を了としたいと思いますけれども、こういう国の自治体いじめの政治や国民いじめの政治に、きっぱりと物を言う士別の市長として今年1年も頑張っていただきたい、そのことをまず初めに強く要請申し上げておきたいと思います。

特に、今年度の予算に絡んで財政問題で言いますと、各種財政の指数、経常収支比率でありますとか、実質公債費比率あるいは起債制限比率などをまず明らかにしていただくのと、これらの数値は健全化計画を立てて、今やっておりますけれども、この健全化計画との関係では狂いは生じないのかどうか、あるいはこの健全化計画よりも改善をされた数値を今回は達成できたのかどうか、この点をまず明らかにしていただきたいと思います。

特に、地方交付税は18年度当初と比較をして、約2億100万円の減と見込んでおられます。 これらは18年度の交付税決定額と比較して、今年度計上された交付税は、どの程度の減額にな るという見込みをしておられるのか、この点も明らかにしてください。

また、新型交付税、これは人口と面積を基準にしながら交付税を新たな交付税にしていくと言われておりますけれども、今までと具体的にどんな違いを持った交付税の算定基準になってくるのか。今までは細かく算定をしていたけれども、大ざっぱに算定するとも言われておりますけれども、具体的にどういうふうになっていくのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

特に、私どもの士別のように、地方交付税に大きく依存している自治体、これは国の交付税の政策によって大きく左右されてくる。ピーク時から比べて今、考えてみても、1年間に20億円もの交付税の違いがあるという事態は、いわば以前の小樽市のように赤字予算を組まなければならなかった、そういう自治体が生まれたり、士別でも予算を組むのに四苦八苦をしている。だから、地方交付税が本当に安定して、長期見通しを持ったそういう交付税になっていくのかどうか、そういうことも私は、新型交付税の中では強く主張していくべきではないか。そうでなければ、地方の政治もそして地方の財政も長期的な見通しを持った、そういう市政運営がなかなか容易ではない、こう思うんだけれども、一定の幅があるにしても、そういう長期の見通しを持てる交付税措置が行われるように強く働きかけることや、あるいは市長会などでも強く主張していくべきではないか、こう思うんだけれども、市長の見解を賜っておきたいと思います。

また、今年度予算の中には、市職員の給料の減額7%ぐらいとしておりますけれども、これ

らでありますとか、これから最終日に向かって出てくる市長や助役を初めとする特別職、あるいは議員の報酬、これらの削減額、これがまず補正として上がってくることになっております。このように、市の職員の懐でありますとか、市民の皆さん方の懐が減るというのは、消費にとっても経済にとってもマイナス要因であると同時に、市内の景気にも影響を与えると思うのであります。また、これらの減収によって、所得税でありますとか、あるいは市税の収入、これらへの影響はどの程度と試算されているのか、お示しいただきたいと思います。

次に、18年度の決算見込み、これは、大きく18年度も基金の取り崩しが行われる、そういう 予算を当初お組みになったけれども、18年度の決算の中では、これらの基金の取り崩し停止、これがどのぐらい予定よりも達成されるのか、そのことによって、今年度に基金を残しておくこと、いわばわずかしかない基金なんだけれども、その基金を使い果たさないで、いかに残しながらいざというときに財政運営に当てていく、そのことが極めて大事だから、少しの基金といえども基金の取り崩しを避けていく、そういうことを考えていく必要があるのではないか、そして18年度の基金の取り崩し状況、そして取り崩しの停止をできる予定、更に19年度の基金の取り崩しの状況等、場合によっては交付税の影響なんかもあるでしょうけれども、取り崩し停止がなるべくできていく、その点ではどういうふうに基金の運用についてお考えになっているのか、お示しをいただきたいと思うのであります。

次に、市内の経済でありますとか雇用にも大きな影響を与える公共投資についてでございます。これは、今年も随分と残念ながら公共投資も削られてきて、一時期から見たら半減していく、そういう公共投資で、市内の雇用でありますとか業者の経営にも大きな圧迫を強いて、この10年間にも士別の建設業の倒産が相次いで行われてきた実態がございます。そういう意味では、公共投資を大体このぐらいに抑えるという、公共投資の年度の予算を一つは計画を立てて進む必要があるのではないか。したがって、今年の公共投資についてもこの際明らかにしていただくのと、国や道の士別関連事業についても明らかにしていただく。これが国、道、市の全体の公共投資額は一体どの程度になるのか。これは18年度と比較をしてどうなのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのであります。

次に、ソフト事業の増額になったもの、あるいは減額になったもの、あるいは新規事業についても、この際お示しをいただきたいと思います。

予算書にも書かれておりますけれども、小さいけれども、やはりそれなりの新規事業もいろいると組まれているわけでございますけれども、これらについても、この際、明らかにしてお示しください。

また、今年は市民負担を増大させない、そのためにぎりぎりの予算を組んだと市長はおっしゃいました。しかし、財政健全化の名のもとに、来年は上水道、下水道の料金の引き上げ、あるいは一般家庭ごみの有料化など、市民負担が計画をされているのであります。今、年金をもらっている市民の方と話しをしていても、引き算ばかりだと。年金は下がる、いい話は何もないと。だから、本当に年金生活をしていても、そういう生活に直結する上水道、下水道、ある

いは一般ごみにしてみても、これは365日お世話にならなければならない人間の命の源とも言えるものでもございます。だから、そういう市民負担が計画されているけれども、市民の皆さん方の生活実態を考えたときに、厳しい生活の実態、これらを市政を預かる市長を初めとする市の職員の皆さん方、ぜひ市民の負担の増大は極力抑えていく。そのために工夫も発揮する、そういう努力をこの18年から助走しながらやって、19年度大幅な引き上げを避けていく。そのために大きな努力を払っていただきたい、そう思うんだけれども、いかがでございましょうか。次に、新たな自治体再生制度についてお伺いをしたいと思います。

昨年の12月第4回定例会で、地方自治体の財政再建法が国会に提出される、そのことにかんがみ質問をいたしました。今の通常国会に地方公共団体の財政健全化に関する法律案が提出されています。その改正の中身と、本市はどう取り組んでいくのか、この際、明らかにしていただきたいと思うのでございます。この財政健全化に関する法律は、今は一般会計だとか特別会計、あるいは第三セクターの運営、市立病院の企業会計、水道会計、これも企業会計、こういったものを今度の再建法案では連結決算をして、どれか一つでも危ないといいますか、財政の赤字がいわば増大したもの、そうしますと、それはそのまま置いておくわけにはいかない、こういう法律になっていくのではないかと思うのです。

今、市立病院の赤字が、この18年度いっぱいでも6億円にならんとする赤字、不良債権。これが19年度でも大幅に増えて10億円に達するなんということになりますと、これは財政再建法の適用になってくるのではないかと思うんだけれども、この地方公共団体の財政健全化に関する法律案、これについてどうお考えになっているのかと同時に、士別市の取り組み、これはどうしていかれようとしているのか、この際伺っておきたいと思うのであります。

次に、入札制度についてお伺いをしたいと思います。

国は一般競争入札、今、士別市は指名競争入札を行っている。しかし、全国的には、知事のいわば汚職でありますとか、市長の汚職でありますとか、そういう工事の契約にかかわっているいるな問題が報道されている。それらの中から国は、一般競争入札を全地方公共団体に広げて、早急にこれに取り組むことを求めていると思うのであります。12月の決算委員会でも申し上げましたけれども、制限つき入札でありますとか、あるいは電子入札でありますとか、いろいるな入札の仕方があって、その入札を絶えず考えながら公正な入札が行われるようにすべきだと質問もいたしました。そのときには、まだこの国は一般競争入札を全地方公共団体に広げるということは言っておりませんでしたけれども、今これらが出てきた。士別市は一体どういう取り組みをしていこうとしておられるのか、この際、お聞かせいただきたいと思うんです。

更に、入札制度の問題では、これも12月の決算委員会でお聞きをいたしましたけれども、特に2006年の北部団地の入札、これにかかわる市が公表している予定価格5億430万4,000円で、そして5つの特定企業体の指名入札で行われて、最低落札率は99.44%。私も長いこと議会の末席を汚しているけれども、こういう大きな工事で99.44%で落札したというのは初めてであり、驚きでもありました。これらは、予定価格が公表される、初めは予定価格が100%で、1

億円なら1億円だと。それよりも下げなければいけないといって業者が、やはり92%とかあるいは95%というふうにして落札されていくわけです。ところが、長いことこれをやっていると、予定価格よりも少なければこれは落札できるわけだから、なるべく限りなく、それに近づけた札を入れる、こういう高値安定を求める、そういうことに変わってきつつある、こうも言われているのであります。

例えば、この5つの特定の企業体で落札したのは99.44%だけれども、次の順位者は99.49%です。0.05%しか違わない。落とした人と2位の人。それからずっとあるんだけれども、細かく差はないわけです。そして、第5位の入札、札を入れた人は99.87%ですよ、0.13%で、もう市の入札額とぴったりですよ。この5位に札を入れた業者だって、この工事をとろうとしてやはり入れたんだと思うんですよ。そして99.87%。私は、この点では本当に入札予定価格を明らかにしない、そういう入札も以前のように取り入れるべきだということも申し上げましたけれども、これは12月の決算委員会では余りいい返事が返ってきていなかった。

例えば、落札価格を公開していなかったときにはどうでしょう。業者の入れた札が市の予定価格よりも上回っている、この場合には、落札しないで再度入札に付して、そして市の予定価格よりも低くなって落札したということも経験しています。しかし、この予定価格が公表されている場合には、その公表された予定価格よりも上回って札を入れる業者はいないでしょう。棄権と同じなんだから、それだったら入札札を入れればいいのではないか、この次の指名にも影響してくることになるでしょう。だから、私はそのように入札価格を公表しない、そういう入札を考えたり、一般競争入札も含めてどう考えているのか、この点もお知らせをいただきたいと思うのであります。

そして例えば、入札の平均落札率は94.5%です、士別の場合。5億円の工事ですよ。例えば99.44%だから、95.44%で落札されたとしたら4%ですよ。これで2,000万円、これ以上のお金が市で別に使えるお金として浮いてくることになるわけでありますから、やはり、そういう入札によって市の財政にも恩恵を与える、そしてそのことによって業者が平均落札価格で落札をして、市の仕事をやって、つぶれた業者というのはございません。だから、公正な入札と原則を決めた入札をぜひしていただくのと、この非常に高い入札率の5業者のそれぞれの見積書と士別市の設計単価、これらを十分研究をされて、比較検討も行って、今後の入札にも生かしていくべきではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょう。

次に、公共工事における設計労務単価についてお伺いをしたいと思います。

公共工事の設計労務単価については、農林水産省と国土交通省、この2省が発注している工事、2省協定でありますけれども、この発注している工事を10月の1カ月間調査を行って、実際に払われている賃金台帳、それらをもとにして労働者の賃金を割り出して、それを2省の協定賃金として設計単価に使っているのでございます。

だから、全国的な平均値だから、北海道は若干低いとも言われておりますけれども、その支払われている賃金を把握した労務単価、これが労務費の設計単価として決定されているのであ

ります。平成17年度の賃金でいえば、普通作業員は1日8時間の計算で1万1,800円、軽作業員、9,600円、普通作業員とは人力による土砂の堀り崩しでありますとか、積み込みでありますとか、地ならし、こういうものが普通作業員と言われてございます。

軽作業員とはどうか。本当に軽い清掃、それから飯場があれば飯場の周りの草むしり、あるいは公園などの草むしり、あるいは作業場の後片づけ、くぎ抜きでありますとか、コンクリートに使った板のコンクリートを清掃する、そういうのが軽作業員であります。士別市の季節建設労働者のアンケートをとってみても、この軽作業員の賃金すらもらっていない、こういう人たちが非常に多いのが実態であります。市でも労働状況の実態調査を行っておりますけれども、この労働状況の実態調査からどういう分析をなされて、労働者の賃金、水準はどこにあるのか、こういうことも検討されていると思うのでございますけれども、この際、明らかにしていただきたいと思うのでございます。

このアンケートの中でも、1年間の総収入は幾らですかという設問がございます。これは、市でアンケートを建設労働者の冬期職業講習のときにとっていただいた、それを参考にいただいたものでございますけれども、1年間の総収入は幾らですかという問いに対して、250万円以下、これは200万円とかあるんだけれども、250万円以下が93%ですよ。こういうことで、生活の状況は、ここ数年よくなったかという設問に対しても、悪くなったと答えた人が68%ですよ。よくなったというのは0.5%です。あとは変わらないというのが30%ほどございますけれども、あるいは賃金は前年から見てどうか。アップしたという人がそれでも3.4%、ダウンしたという人が50%、変わらないという人が45.6%ですから、非常に生活の面では悪くなったし、それは賃金にもはね返ってきているでしょう。1年間の総収入100万円、120万円という人も結構多いわけですけれども、そういう生活実態がアンケートからも浮かび上がってくる、そういう実態でございます。

だから、私は、市でもこの2省協定の賃金を労務単価に使っているわけでありますから、実際に現場の労働者にこれらの賃金が反映されていく、そういう要請も行っていく必要があるのではないか。ある自治体では、発注労務単価に留意して、建設労働者の適切な賃金について配慮すること、そういう要請文書を建設業界でありますとか、関係団体にも送って協力を求める、そういうこともしているのでございます。

私は、市でもそういうことをぜひ関係団体や建設業協会、こういう人たちとの話し合いの中でも折に触れてお話をすることや、行政文書もお出しになること、この19年度はぜひ行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私は、市は結局はいろいろな市の臨時職員を使う、あるいはパートを使う、こういう場合にも2省協定の賃金を頭に入れて、その賃金を決めるのではなく、結局は最低賃金、1時間当たり、今644円ですか、この北海道。その最低賃金よりも少しよければいいという賃金の設定の仕方を皆さん方は考えているのではないか。だから、委託業務にしても、あるいは指定管理者制度に基づく制度にしても、これは何かといえば、安い賃金で使えるから、だから民間委託を

行うという、それにすぎないのではないかと私は思うのです。その点では、最低賃金法、今、 多くの労働組合運動をやっている人たちにしても、最低賃金は、最低でも1,000円に引き上げ てほしいという切なる願いを持っているのが実態なのでございます。

次に、建設業の退職金共済制度についてお尋ねをいたします。

士別市は、この建退共の取り組み、これは熱心にやられて、私どもも再々議会でも取り上げたりしてきましたけれども、全道的にも非常に進んでいる、そういう建退共の取り組みをやっていただいております。しかし、季節労働者のアンケートをとってみても、一生懸命やっていただいて、市が指名する業者、登録業者、これは建設業なんかでは、全業者がこれに入っていると言われているのでございますけれども、しかし、例えばアンケートをとってみても、建退共に加入をしているかとの問いに、49%はしている、半分ですね。しかし、制度がないとか、わからないとかいうふうに答える人も30%に及んでいるのでございます。だから、その建設業でも、業者によって、だれに建退共の証紙を貼るのかということが、同じ働いている労働者でもそういうふうに貼られていない労働者もいるということが言えるのでございます。

建退共の実情と、これらについても、ぜひ建退共の証紙を働く人たちに貼られるように行政 も続けていただきたいと思うのでございます。

そこで、具体的な問題で質問をしておきたいと思うんだけれども、冬の今、冬季の除雪。この除雪関係の証紙について見せていただきますと、16年と17年の実績、業者の中には2社ほど、証紙は1枚も買わないで、以前夏場に使ったやつを手持ちとして持っている。だから、冬場、この2社はこの夏に残してきたやつを冬場に張っている。これは労働者にとってはどっちにしてもいいんです、貼っていただけるんだから。しかし、請負契約の中に現場管理費といいますか、そこには建退共の証紙のお金が含まれています。今、冬場の除雪を請け負って、その請負金額の中から証紙を買わないということは、それはその請負金額を懐に入れていることになるのではないか。1枚も買わないという、そんなに余しているという実態は一体どうなのか、この点はどういうふうに調査をされているのか。この儲分にそれはなってしまって、本来、証紙を買うお金が契約に入っているのにそれを買わないわけでありますから、その分は業者の中にお金が入っていくというふうになるのではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょうか。

それから、同時に公共事業では、業者は建退共の証紙を貼るけれども、民間の事業に行ったときに、これはどの程度貼られているものか。建退共では、これはもう公共と言わず、民間と言わず、そういう建設労働者が働いたときに、その手帳さえ持っていれば、全国どこに行っても、その事業に携われば1枚300幾らの証紙を1日貼っていただけるわけだから、それが退職金につながっていく。働く人たちの福利厚生の意味からも、ぜひこの建退共の制度を利用していただきたい、そういうふうに建退共の本部では言っているし、国のお金も補助金で入っているわけでもございます。

そこで、士別市でいえば、市の公共事業、これらについては全員入っているけれども、業者 が民間の仕事をしたとき、これはどの程度貼らさっているのか。そして、これらも厳しいとき だからこそ、働く人たちの命や生活を守る上からも貼っていただくような要請も市としてもすべきではないか、こう思うんだけれども、どうでしょう。

公正な発注やあるいは適正な賃金と雇用の確保は、市民の暮らしを守って、安全、安心の地域社会をつくり上げていくと思うのでございます。2省協定の賃金でありますとか、この建退共、これらをぜひ発注者の市としても受注業者や関係団体に強く要請していただきたい。そのことを心からお願い申し上げて、一般質問を終わるものであります。 (降壇)

議長(岡田久俊君) ここで、午後3時5分まで休憩いたします。

(午後 2時53分休憩) (午後 3時05分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から市政執行方針と予算に関する質問のうち、各種財政指数等について御答弁を申し上げ、市政執行方針と予算に関する質問のうち、公共投資、ソフト事業の増減及び新たな自治体再建制度並びに入札制度につきましては、本庁担当助役、また各担当部長からそれぞれ御答弁を申し上げます。

まず、19年度予算編成の基本的な考え方について申し上げますが、御承知のとおり、我が国の経済は戦後最長の景気回復の基調にあり、北海道におきましても一部には持ち直しの動きが見られるとされておりますが、本市のような地方都市におきましては、その実感がなく、いわゆる格差社会の固定化、拡大化が進むほか、人口減少、少子高齢化の問題、WTOの交渉あるいはFTA交渉の行方、更には地域医療を取り巻く環境の大きな変化、自治体の財政破綻など、実にさまざまかつ大きな課題を抱えた中での予算編成となりました。

本市においては、今後の財政状況を考慮して、18年5月に、士別市行財政改革大綱実施計画 及び士別市財政健全化計画を策定したところであり、これらに基づいて経費の徹底した削減に 努めたほか、職員給与費の独自削減を実施する中で、多種多様化する住民要望にこたえるため、 可能な限り現行施策を維持することを基本に予算編成に当たったところであります。

そこで、各種財政指数についてでありますが、まず、これら指数を算定する際の基礎数値と なります地方交付税について申し上げます。

国は、平成19年度の地方交付税の原資となる法人税などの国税収入は、全体的な景気回復を背景に大幅な増加を見込んだところでありますが、交付税特別会計のこれまでの借入金残高が53兆円に達する現状から、新規借り入れを行わず、計画的に償還を開始することとしたことなどで、最終的な地方への交付ベースは、前年度比4.4%減とされたところであります。

こうしたことから、本市の19年度予算の地方交付税は18年度当初と比較をして、約2億100万円、2.9%の減と見込んだところでありますが、普通交付税においては、新型交付税導入による影響や基準財政需要額の算定における道路関係の単位費用の見直しなどを考慮して、18年度交付決定額、約63億3,200万円と比較をして、約3億2,700万円、5.2%減の60億400万円で計上いたしたところであります。この普通交付税の見込みのもとで、財政状況を判断する上で多く用いられております経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率の財政指数を試算いたしますと、経常収支比率は平成17年度決算における94.2%が、18年度では同程度か、若干の減の見込みにありますが、19年度では、歳出面で人件費が大幅に減となるものの、これを上回る普通交付税の減と試算していることから、若干増加する見込みにあります。

また、平成17年度決算から用いられている実質公債費比率につきましては、その比率が18%以上の場合、地方債の借り入れにおいて、公債費負担適正化計画を策定の上、総務大臣の許可を要することとなり、25%以上で一部の起債の借り入れ制限を受け、35%以上では災害以外の起債が許可されないものであります。

そこで、現時点における今後の見込みでありますが、平成17年度で16.6%が18年度では約16%となり、19年度も同程度で推移すると見込んでおりますが、20年度、21年度は若干増加する見込みにあり、その後は再び減少に転じる見込みにあります。更に、起債制限比率につきましては、平成17年度では9.6%でありますが、実質公債費比率と同様の増減の傾向にあるものと考えております。ただ、これらの指数については、その算出の分母の大宗を占める普通交付税の状況によっては、大きく変動するところでありますが、起債制限比率を除いては高い数値を示しており、特に経常収支比率においては、財政の硬直化が著しい状況にあるほか、実質公債費の比率においても18%を超える見込みにはないものの、高い水準にこれもあります。

今後、少子高齢社会の更なる進展による扶助費などの義務的経費の増加が見込まれることや、地方交付税の状況を考慮したとき、これらの財政指数を一気に改善することは難しい状況にあり、財政健全化計画においても、平成22年度には人件費、公債費が大幅に減るものの、経常収支比率においても90.5%を目標値としているところであります。これからも、効率的な財政運営はもとより、定員適正化計画の着実な推進、財政健全化計画に基づく公債費の抑制、更に市町村合併を行ったことや行財政改革に取り組むことにより、19年度から3カ年間の特例措置として高金利の政府資金の借りかえが認められることとなり、本市も対象団体になり得ることから、これに取り組むなど、これら財政指数の改善に努めてまいりたいと存じます。

また、新型交付税の導入など交付税制度が変わったこと等に伴う財政健全化計画の影響についてであります。現在の士別市財政健全化計画における地方交付税の推計でありますが、臨時財政対策債も含めて平成17年度決算額で76億4,700万円が、22年度には約2割減の68億9,300万円と見込んだものであります。その背景として、平成17年度は全国ベースで約20兆円の地方交付税が交付され、その際、地方交付税の法定率分12兆円に国の一般会計からの加算のほかに交付税特別会計で借り入れをいたし、合わせて4兆円を加えて地方へ交付しておりましたが、国

は最終的には、この4兆円については削減する考えにあったことや、市の人口減少などの要素 も考慮をして、5年間で2割程度の削減がなされるものと見込んだものであります。

ただ、本州の大企業を中心とした景気回復により法人税が大幅な増収となったことから、19年度予算では、一般会計からの加算や交付税特別会計での借り入れを行わなかったことを考慮すると、この景気動向が維持された場合には、来年度の交付額が今後の一定の目安になるものと考えております。

しかし、交付税の見込みは、国の経済動向や政策に左右される上、斉藤議員の先ほどのお話 しにあったように、思わぬ減額が今日の状況にもありますので、このたびの新型交付税の導入 などのような制度そのものの見直しがなされて、更に特別交付税も全国的な災害などの特殊事 情の影響も大きく受けますことから、その推計には非常に難しいものがあるわけであります。 今後も状況把握にしっかりと努めて、その都度、今後の財政推計をいたす考えでありますが、 現在の健全化計画と大きく乖離が生じた場合には、計画の見直しを当然いたさなければならな いものであります。

その際には、これまで以上に効率的な行政運営ができないものかどうか、そういった観点からもまずは考えて、市民負担をいたずらに増やしていくようなことは、絶対これは避けなければならないと思っているものであります。

また、斉藤議員が御質問の中でお話しになりましたけれども、特に市民生活の今日的な状況を思いますときに、極力引き上げは抑制の方向であってほしいとのこと、どうしても避けて通れないものは別として、まさしくそうした考え方に立って最善の努力をしてまいりたいと思っております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 吉田総務部長。

総務部長(吉田博行君)(登壇) 私から、平成18年度決算見込みと基金残高について、公共投資について及びソフト事業の増減などについてお答え申し上げます。

まず、平成18年度の決算見込みにつきましては、市税及び地方譲与税のほか、特別交付税の 決定が今後になりますことから流動的でありますが、特別交付税においては、全国的に例年と 比べ、災害や豪雪といった特殊要因が少ない状況にあることから、18年度当初予算に計上した 7億5,000万円程度は確保できるものと見込んでおります。

この結果、予算計上をしていた財政調整基金繰入金3億3,000万円のうち1億5,000万円を基金繰り入れ停止した上で、2億5,000万円程度の黒字となり、19年度へ繰り越しできるものと考えております。ただ、19年度予算で補正対応としている除雪対策費で3億5,000万円、平成20年度からの後期高齢者医療制度に対応するための経費のほか、これに農地・水・環境保全向上対策事業の実施などを含め、約5億円の補正財源が必要となりますが、ただいま申し上げた18年度の繰越金に19年度予算で留保している地方交付税を合算しても4億円程度と見込んでおり、この財源確保は厳しいことから、補正での繰り入れについても考慮しなければならない場

合もあります。

次に、基金の状況についてであります。

平成17年度末の基金残高から申し上げますと、財政調整基金で約6億7,000万円のほか、目的基金など約6億7,500万円で、合わせて13億7,200万円でありましたが、平成18年度において新たに合併特例振興基金などで11億1,000万円を積み立てし、財政調整基金1億8,000万円、目的基金1億3,800万円を繰り入れいたす予定であることから、18年度末には基金全体で21億1,900万円の残高になるものと見込んでおります。

更に、平成19年度予算編成において、財政調整基金 1 億3,000万円のほか、目的基金約 1 億4,900万円を計上いたしたことから、19年度末基金残高は、財政調整基金 3 億6,000万円、目的基金などで14億9,200万円となり、合わせて18億5,200万円となる見込みにありますが、さきに申し上げたとおり、19年度補正予算で財源が不足した場合には、基金の活用も考慮しなければならず、更に基金残高が減少する場合もございます。

次に、公共投資についてであります。

国は、平成19年度の地方財政計画において、地方単独事業は3%の減を示しておりましたが、本市では新規事業として大和橋かけかえに向けた実施設計、多寄小学校耐力度調査、朝日公民館登和里分館水洗化工事、屯田兵屋改修復元、総合体育館暖房設備改修、ほくと児童館、あけばの保育園の一部改修等を実施するほか、継続事業では18年度からの2カ年事業で実施している糸魚小学校建設事業、北部団地建設事業の大型事業、更に計画的に整備を進めている道路、街路、上下水道事業などを実施することといたしております。

この結果、全会計における繰り越し事業を含めた投資的経費は、平成18年度と比較いたしますと、畜産基盤再編総合整備事業や道営土地改良事業などの事業量の減により、約6億9,300万円、18.9%減の約29億7,100万円となったところであります。

また、国、道の事業につきましては、道の事業においては、道路関係で士別滝の上線補修などで約7億4,000万円、河川改修では温根別川改修などで約5億4,000万円が予定されているようであり、18年度と比較いたしますと2億5,000万円ほど減少する見込みでありますが、国の事業で新たに新タヨロマ川河川改修の大型工事着手と伺っておりますので、これら国、道の事業発注の際は、地元業者の受注機会の拡大が図られるよう要請してまいりたいと存じます。

また、財政健全化計画による職員人件費削減に伴う市税等への影響についてであります。今回の削減額を約3億8,000万円として、今回の税率改正後で試算いたしますと、国税である所得税は約5,900万円ほどの減、住民税では道税分で約2,000万円程度、本市の歳入となる市民税で約1,300万円の減と見込まれますが、普通交付税算定の制度から75%に当たる約1,000万円が算入されるため、市財政には特に大きな影響はないものと現段階では考えております。

次に、ソフト事業にかかわってのお尋ねがございました。

まず、主な新規事業から申し上げます。

市民福祉の向上のための施策として、人権尊重思想の普及高揚を目的とした地域人権啓発活

動活性化事業、バイオマスを含め、風力、雪氷熱などの新たなエネルギー導入の可能性について調査し、今後のビジョンを定める新エネルギービジョン策定事業、市立病院小児科のサテライト化に伴うひとり親家庭等交通費支援事業、身体精神知的障害者の社会活動を支援する地域生活支援事業、生活習慣病の一次予防を柱とした国保ヘルスアップ事業などを実施することといたし、農業経済関係では、本市の農業施策の推進に総合的な助言などをいただく農業応援アドバイザー事業、士別産羊肉のブランド化、特産品としての基盤を確立するための通年出荷体制・生産基盤確立推進事業、サフォーク特産品商品開発事業などを新たに実施してまいりたいと存じます。また、近年市民要望が増加している一時保育・障害児保育事業については、保育体制を充実することとしたほか、朝日地区の学童保育事業については、士別地区と同様に土曜日の保育についても実施するなど、事業の拡大を図ったところであります。

一方、ソフト事業の見直しについてのお尋ねがございました。国の制度廃止や事業の対象者の減少あるいは事務の効率化による事業費の減額などはありますが、現在の市民の置かれている状況などを考慮したとき、ソフト事業の廃止、縮小といった見直しは難しいと判断し、現行施策の継続を基本として予算編成をいたしたところであります。

次に、新型交付税の導入についてでございます。

新型交付税の導入による本市の影響は、現段階で4,500万円程度の減とされております。本年7月の本算定を待たなければ本来的に簡素化がなされたものか、あるいは将来展望の立てやすい制度になっているか、不明な点はあるところでございますけれども、新型交付税の導入により地域格差が広がるようなことがあれば、北海道市長会あるいは全国市長会等を通じて改善等を要求してまいりたいと思います。

以上、申し上げて答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

相山助役。

助役(相山愼二君)(登壇) 私から新たな自治体再生制度と入札制度に関するお尋ねについて お答えを申し上げます。

まず、新たな自治体再生制度についてであります。これまでの地方財政の健全性を図る指標としまして、実質収支比率と17年度決算から新たに用いられることになった実質公債費比率の2つがありますが、特に財政再建団体の判断基準とされてきました標準的な自治体の財政規模に占める赤字額の割合を示す実質収支比率が重要視され、本市の場合では、普通会計で約18億円の赤字になりますと、再建団体の対象となるものでございます。しかし、御存じのとおり、夕張市が財政再建団体となるなど、全国的かつ急激な地方自治体の財政状況の悪化によりまして、住民や議会が自治体財政を監視し、財政悪化の初期から再建策を講じることを促すため、今通常国会に地方公共団体の財政の健全化に関する法律案が提出されたところであります。

そこで、その概要を申し上げますと、従来の指数のほかに、標準財政規模に占める一般会計、 特別会計、企業会計の赤字額の割合を算出する連結実質赤字比率と、同じく標準財政規模に占 める一般会計、特別会計、企業会計に一部事務組合、第三セクターを含めた実質的負債の割合 を算出する将来負担比率を加えた4つの指数が用いられ、それぞれ一定の基準を定め、財政悪 化の初期段階の早期健全化団体と、これまでの再建団体に相当する財政再生団体に分けて、自 治体に健全化を促すものであります。

また、公営企業にあっては、本市のみならず、各自治体で病院経営などの悪化が著しい状況 から、別個に資金不足比率を算出することとされ、一定の基準を超えた場合には、経営健全化 計画を定めなければならないものとされております。

この法案は、地方自治体の財政の健全性に関する情報を広く周知することにより、早期に健全化を促すことを第1の目的としていることから、これらの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告しなければならないこととされ、平成18年度決算より適用されるものでございます。仮に健全化判断比率が一つでも基準を超えると該当団体となるものでありまして、議会の議決の後に財政健全化計画、あるいは財政再生計画を策定し、毎年、その実施状況を公表するほか、財政再生団体は地方債の制限などを受けることになり、財政悪化初期段階の早期健全化団体であっても、計画の実現が困難な場合には、総務大臣の勧告を受けるなどの厳しい内容となっているところでございます。

これらの基準値は、今後示されるものでありますけれども、本市の場合は、斉藤議員のお話にもありましたように、特別会計、一般会計そのものは黒字を維持しながら来ておりますけれども、特に病院会計については、大変今、厳しい状況にあるわけでありまして、この病院会計の経営状況については、本市のみならず、全道の公立病院が同じような状況にありまして、仮にこのままで推移をいたしますと、全道各地で、今、申し上げましたような団体が続出するというような今、背景にあるわけでございます。

そういった観点からいたしまして、先日、市長も総務省に出向いた際に、今日の病院会計の経営悪化そのものについては、経営上、問題があってこういう状況になっているのではなくて、今、医師の問題が大きな要因としてこういう状況が惹起されている。こうした状況は、通常の病院経営の中でもなかなか改善することは難しいので、これらについては十分配慮をした対策を講じてほしいという要請を行ってきたところでもございました。これは、北海道のみならず、全国的な傾向でありますけれども、特に北海道の病院会計を抱えている自治体については、大変な状況でありますし、即、再建団体に移行すると想定される団体が数団体既にあると言われている状況の中にありますので、こういった特殊な状況については、今後、十分国においても責任を持って改善される方策を講じる中で、これらの再建法の適用について検討いたしていただくように、市長会等々を通じて、十分これらついては、要請をしていかなければならない大きな問題であるというふうに考えているところでございます。

次に、入札制度について何点かお話がございました。

地方公共団体における公共工事の入札及び契約の適正化につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び公共工事の

入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従い、本市においてもこれまでに設計 担当部署と入札担当部署の分離、談合マニュアルの作成、予定価格の事前公表、落札結果の公 表など、入札の透明性、競争性の確保に取り組んできたところでございます。

しかしながら、昨今、公共工事をめぐる入札談合事件が相次いで発生している状況から、国 は、談合など不正行為の排除の徹底を図るため入札契約の改善に取り組んできており、このほ ど、その方策の概要がまとめられ、各市町村に示されたところであります。

特に、その中で多数の業者が参加できる一般競争入札を全地方自治体に広げるのが有効と判断し、都道府県及び政令指定都市については、1,000万円以上の入札を原則として、一般競争入札により早急に取り組むことを求めており、導入が困難な市町村においても、当面1年以内に取り組み方針を定め条件整備を行う中で、速やかに実施することとなっております。

ただ、一般競争入札につきましては、参加業者が多くなることが予想されます。加えて、参加資格審査に時間を要するなど事務量が増大することや、不良不適格業者が参入する可能性も 指摘されていることから、他の地方公共団体との共同運用や郵便入札、電子入札など市町村の 取り組みが円滑に進むよう、国や都道府県による支援も検討されているところでございます。

現在、本市におきましては、指名競争入札、簡易公募型指名競争入札の方式を実施いたしておりますけれども、今後、示される具体的な指針について内容を十分精査した上で、透明性、競争性を一層高めるため、平成20年度からの取り組みに向けて検討してまいりたいと考えておりますが、公共工事における地元経済への影響など、多くの課題もありますことから、これら条件整備に当たっては、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、公共建築工事における高落札率をどうとらえているのかというお尋ねがございました。 まず、本市の工事入札における落札率の実績について申し上げます。

平成17年度入札工事の全体平均落札率は94.06%、建築工事では94.09%、土木関連工事では93.86%となり、平成18年度では全体の平均が94.85%、建築工事で95.92%、土木関連工事では94.78%となっておりまして、建築工事と土木関連工事の落札率について大きな相違がない状況にございます。

ただ、御指摘のありましたように、平成18年度の建築工事のうち1件につきましては、99.44%と高い落札率となったところでございます。そこで、建築工事の設計積算手法につきましては、建築物の仕様書や設計図書に基づき仕様される数量を計算するとともに、工事の難易度、工事期間などを考慮し、これに対応する単価を乗じた上で、受注者の利益を含む経費を加算して工事単価を決定いたしているところでございます。

この、積算に用いる単価決定に当たっては、標準的工事については、北海道が定める道単価を使用いたしておりますけれども、建築工事においては、使用資材や工法などが多彩であることから、標準外となる場合もございました。その際には、建築物価等の刊行物、更には3社程度の見積もり、過去の実績を考慮した市況単価を用いる場合もございます。この道単価を用いない場合の単価の設定については、本州方面と北海道あるいは道央と地方といったように、資

材調達が容易にできる地方とできない地方においても差があるわけでありますけれども、業者 独自の資材調達先がある場合などは、発注者の見積もりと大きな差になってしまうことも考え られるところでもございます。

特に、特殊な資材を使う建築工事は土木工事よりもこの傾向が強いものと考えておりますが、 さきの落札率の高い建築工事における市の設計書と入札時の業者の見積書を比較いたしますと、 業者見積もりの方が直接工事費が高く、一般管理費が低い結果となっておりますので、受注者 側としては、一定の利益を確保するため、結果として高い落札率になったのではないかと考え ているところでございます。

ただ、現在、本市ではすべての公共工事において、予定価格の事前公表をいたしておりますが、御指摘のありましたように、予定価格の事前公表については、場合によっては落札率が高 どまりするというような欠点もあるのは事実でございます。

現在、本市においては、事前公表につきましては試行という段階で実施をしているわけでありますけれども、この2年ほどはすべてをそういう形でやってまいっておりますけれども、結果としてそういう傾向が見られるということになりますと、やはりもう一度この制度そのものについて考え直す必要があるのではないかということも強く感じているところでもございます。

こうしたことも含めまして、一般競争入札の導入が20年度から実施されるということになりますと、それぞれの地域の事情、状況も十分配慮をした制度に構築をしていく必要がございますので、そうした関連等も含めて十分検討をして、住民の皆様に心配されるようなことのないように対応してまいりたいと存じているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。 (降壇) 議長(岡田久俊君) 遠藤建設水道部長。

建設水道部長(遠藤惠男君)(登壇) 私から、入札制度のうち、公共工事設計労務単価及び建 設業退職金制度にかかわっての御質問にお答えをいたします。

最初に、公共工事設計労務単価についてでありますが、この労務単価につきましては、ただいま議員のお話しのありましたように、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために、前年度の10月に公共工事労務費調査を実施し、決定しているもので、その内容は、基本給相当額、基準内手当、賞与などとなっておりまして、単価に含まれていないものとしては、時間外、休日及び深夜労働の割り増し賃金、通常の作業内容を超えた労働に対する手当などとされているものであります。

この単価の設定に当たっては、農林水産省、国土交通省が所管の直轄補助事業のうち、1件当たり1,000万円以上の工事を無作為に抽出し、労働基準法によって使用者に調整、保存が義務づけられております賃金台帳をもとに支払い実態を把握し、都道府県別、職種別に設定しており、北海道においては、平成17年度は1,090件の工事で1万6,000人余りを調査した結果、1日当たり普通作業員が1万1,800円、軽作業員が9,600円と設定されたところであります。なお、

この単価設定の目的は、あくまでも公共工事の積算に用いるためのものであり、雇用契約における労働者の支払い賃金や下請契約における労務単価を拘束するものではないとされております。

一方、本市では毎年、市内における労働実態を把握することを目的として、市内に所在する 従業員5人以上の企業を対象として労働状況実態調査を行っておりますが、この調査によりま すと、平成17年度の建設業に従事する労務系労働者の平均日給は9,173円となっておりまして、 公共工事設計労務単価の普通作業員単価に比べて2,627円、軽作業員単価と比べて427円低くな っております。この低い要因としては、公共工事の労務単価が全道の公共工事における平均と なっているのに対し、市の労働状況実態調査による労務系作業員は、公共工事、民間工事など、 すべてを含めた平均であり、調査対象の違うことが挙げられます。

また、賃金の設定に当たっては、市内建設業者の受注内容が公共工事の元請だけでなく、下請工事を施工することもあり、更に会社運営上、仕事を継続させ労働者の雇用の長期化、安定化を図るためにコストの低い民間工事を施工することが多くある実態を考慮していることと、低迷する経済情勢にあって工事量そのものが減少し、厳しい経営環境を強いられている中において、働く場の提供の観点から一定の労働力を確保するための賃金調整など、さまざまなことが考えられるわけであります。こうした中で、市といたしましては、建設現場で働いている皆さんの賃金が公共工事の設計労務単価に近づくことが望ましいこととは考えておりますが、発注者として、この単価をもって労働者へ支払うよう建設業者を指導することは、企業の経営方針への関与につながりかねないことと、雇用契約はあくまでも雇い主と働く人の個人的な契約でありますし、労働条件の設定は企業活動の根幹にかかわるものでありますので、難しいと考えております。

しかしながら、ライフラインと言われております道路、上下水道などの社会資本整備の建設 工事にかかわる労働者の皆さんの生活を支える上で、賃金水準の向上を図ることは肝要であり ますので、各協会や団体へ配慮を要請してまいりたいと考えております。

次に、建設業退職金共済制度にかかわってのお尋ねがございます。この制度は、建設現場で働く方々のために国によってつくられた退職金制度で、一般的には建退共と言われておりまして、労働者が公共工事、民間工事を問わずどこの建設現場で働いていても、建設業退職金共済手帳に就労した日数に応じて、事業主の購入した共済証紙が貼られ、将来退職金が支払われる業界共通の制度であります。そこで、この制度で被共済者となる方ですが、建設業の現場で働く労働者であれば、土工、大工、左官などの職種を問わず、また月給、日給に関係なくすべて被共済者となり、手帳の交付を受けることができます。

また、大工、左官、とび職の親方のように、あるときは事業主の立場、あるときは労働者の 立場に立つ、いわゆる一人親方がおりますが、このような場合は複数の方々による任意組合を つくり事業主としてみなされますと、親方として働いたときは任意組合から共済証紙を貼って もらい、他の事業主に雇われたときは、その事業主から共済証紙を貼ってもらうこととなって おります。

次に、建退共の共済証紙購入費の考え方でありますが、公共工事で申し上げますと、国が定める積算要領では、純工事費に一定の率を乗じて得た現場管理費の中の法定福利費に含まれておりまして、工事期間や対象労働者数により計算した共済証紙代としての単独積算はされておりません。このため、建退共加入業者が共済証紙を購入する際は、勤労者退職金共済機構の制度運用によりますと、対象労働者数及び就労期間を的確に把握して購入することとされ、その予測が困難な場合には、同機構が定める「共済証紙購入の考え方について」による算出方法を参考としながら、実情に即した中で購入することとなっております。

更に、共済証紙購入後、労働者数、就労状況の変動により証紙に過不足を生じることもありますが、この場合、不足のときにあっては追加購入をするか、既に完成した他工事で残っている手持ち証紙を活用できることとし、また、余ったときにあっては他の工事に活用することが認められております。こうした建退共の事務については、建設業退職金共済事業本部が取り扱っており、本制度の加入促進及び履行確保については、国土交通省から北海道を通じて各市町村に通知が出されているところでもあります。このため、本市におきましては、2年に1度実施している競争入札参加資格審査業務において建退共の加入状況を確認しておりますが、この結果、入札参加を希望する市内業者は100%加入済みとなっております。

こうした中で、公共工事の発注に当たりましては、建設現場で働く労働者が安心して作業に 従事できるよう、受注業者に対して対象労働者への共済証紙の貼付を強く指導をしているとこ るであります。そこで、公共工事における共済証紙の購入及び貼付状況の確認についてであり ますが、士別市発注工事に係る元請及び下請適正化に関する取り扱い要綱の規定に基づき実施 しておりまして、具体的には、工事着工時において共済掛金収納書届により、共済証紙購入を 確認し、工事完成時においては、労働者名及び就労状況に見合う貼付明細を確認し、また共済 証紙を購入しないときや、下請に共済証紙の現物交付あるいは下請代金に算入をした場合にも、 同様にそれぞれ申し出ることとしており、工事検査時においても検査員が書類審査を行い、再 確認をいたしております。

そこで、これまでの共済証紙の購入及び貼付実績でありますが、平成18年度につきましては年度途中でありますので、平成15年度から17年度までの3カ年で申し上げますと、平成15年度は1万9,604枚購入で1万9,431枚を貼付し、貼付率は99.1%、同じく16年度は2万2,393枚購入で2万1,530枚を貼付し、貼付率は96.1%、17年度は1万946枚購入で1万468枚を貼付し、貼付率は95.6%となっております。

次に、建退共に関連して、本市の除雪工事について、今シーズンは非常に雪が少なく、除雪作業も減少しているが、この場合の建退共に係る共済証紙代はどうなるのかとのことであります。まず、本市の除雪関係についてでありますが、発注形態は除雪、パトロール、焼砂散布、排雪、車道幅員確保の5つの業務を請負工事として発注しておりまして、排雪業務は概数契約、他の業務はシーズン契約となっております。

特に、シーズン契約については、常に迅速な対応が求められるため、受注業者が一定の労働力や機械力を確保してもらうことをねらいとしておりますが、冬期間における安定した雇用の場の確保にもつながっているものと考えております。

そこで、これらの工事にかかわる共済証紙代については、さきに申し上げましたように、現場管理費の中に一括して含まれているため、工事積算と購入状況との比較はできませんが、共済証紙の購入及び貼付実績で申し上げますと、平成15年度は1,507枚購入し、2,269枚の貼付、同じく16年度は1,233枚購入し、2,229枚の貼付、17年度は1,207枚購入し、2,184枚の貼付、18年度は本年2月末現在ですが、1,085枚購入し、1,476枚の貼付となっております。このように、購入実績よりも貼付実績が上回っておりますのは、購入時においてあらかじめ既に完了した他工事などで残っている手持ちの共済証紙を有効活用したことによるものでありますが、本年度のように雪が少ないシーズンでありましても、一定の労働力を確保しながら道路状況に即応した作業を行っておりますので、例年どおり対象労働者の就労状況に応じて共済証紙が貼付されているものと判断しております。

しかしながら、さきに申し上げました共済証紙の実績も含めまして、これらはあくまでも元 受業者から下請を含めた中で報告されたものをまとめておりますので、例えば一人親方と言わ れる人たちや他企業からの応援作業員などまで対象となっているかは未確認でありますし、除 雪関係のように共済証紙の購入実績と貼付実績に大きな開きがある場合もありますし、一枚も 買っていない場合もあります。このことから、建退共の趣旨が建設作業現場で働くすべての労 働者を対象とするということを踏まえ、一人親方と言われる人たちなどの加入確認や大きな開 きのある場合の内容、調査等につきましては、民間工事での状況を含めながら、今後その方法 や必要に応じた指導、助言のあり方について検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、建退共の制度は建設現場で働く労働者の方々の福祉増進に大きく 寄与し、建設業の健全な発展を図るものでありますので、今後とも制度の周知徹底と履行確保 に向けてなお一層の努力をしてまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。 御苦労さまでした。

(午後 3時55分散会)